



越谷市景観計画

新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり

《概要版》

平成25年3月

越谷市

目 次

景観計画と景観条例の関係について	1
越谷市景観計画について	2
第1章 景観計画の目的と位置づけ	2
第2章 景観計画の区域	4
第3章 景観形成の目標と方針	5
第4章 良好な景観の形成のための基準	8
1 一般地域における景観形成(特定地区・景観まちづくり地区を除く) ●12	
2 特定地区における景観形成 ●14	
3 景観まちづくり地区における景観形成 ●24	
4 屋外広告物の表示又は掲出等に関する行為の制限に関する事項 ●25	
第5章 公共施設による景観形成	26
第6章 越谷らしい景観の保全・活用	27
第7章 景観形成の推進方策と体制	28
1 景観形成の推進方策 ●28	
2 景観形成の推進体制の整備 ●29	
第8章 景観計画の拡充・見直し	31
1 景観計画の拡充・見直し ●31	
2 アクションプログラム ●31	
越谷市景観条例	32

景観計画と景観条例の関係について

(1) 景観計画とは

景観計画は、景観法第8条に基づき景観行政団体が策定する「良好な景観の形成に関する計画」のことで、景観法には以下の事項について定めることとされています。

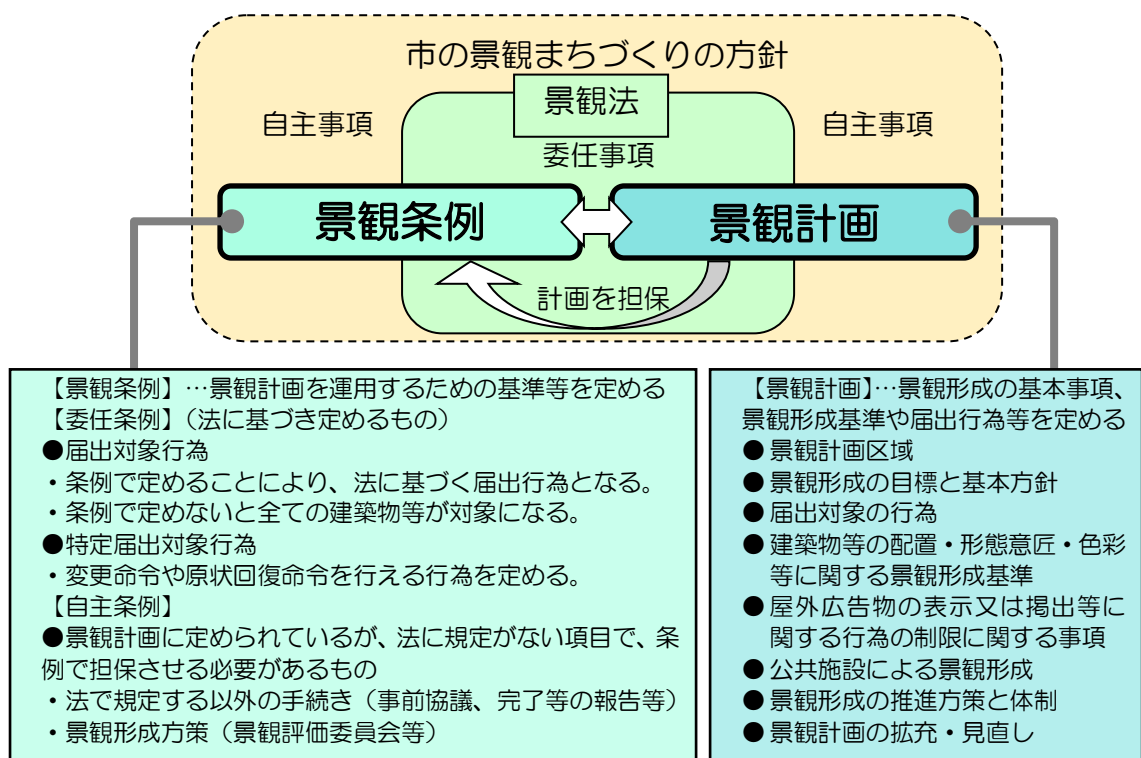
必須事項	●景観計画の区域（景観計画区域） ●良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（届出対象行為・景観形成基準） ●景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
選択事項	●屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ●景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準 等
定めることが望ましい事項	●景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(2) 景観条例とは

景観条例は、景観法に基づく景観計画の内容を担保し、実効性を確保するために景観行政団体が定める委任及び自主条例です。

越谷市景観条例は、委任条例として景観計画の内容を担保させるとともに、自主条例として景観形成の推進方策等の履行担保や景観評価委員会の設置等を定めます。

景観計画と景観条例の関係図



越谷市景観計画について

第1章 景観計画の目的と位置づけ

(1) 策定の目的

越谷市景観計画は、越谷らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、市民や事業者などの主体が、連携・協働して良好な景観の形成に取り組むために策定するものです。

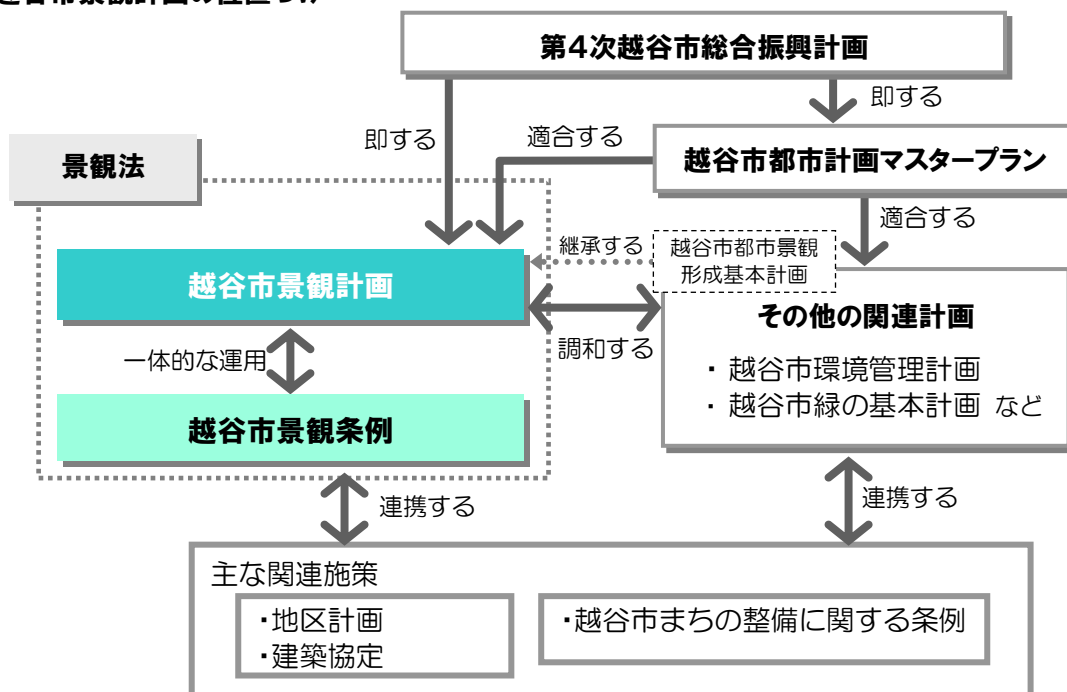
また、平成7年3月に策定した「越谷市都市景観形成基本計画」を発展的に継承し、新たなマスタープランとして策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である越谷市第4次総合振興計画に即し、越谷市都市計画マスタープランに適合させ、越谷市環境管理計画、越谷市緑の基本計画とも連携を図る計画です。

本計画と越谷市景観条例は、一体的な運用を行います。

越谷市景観計画の位置づけ



(3) 計画の期間

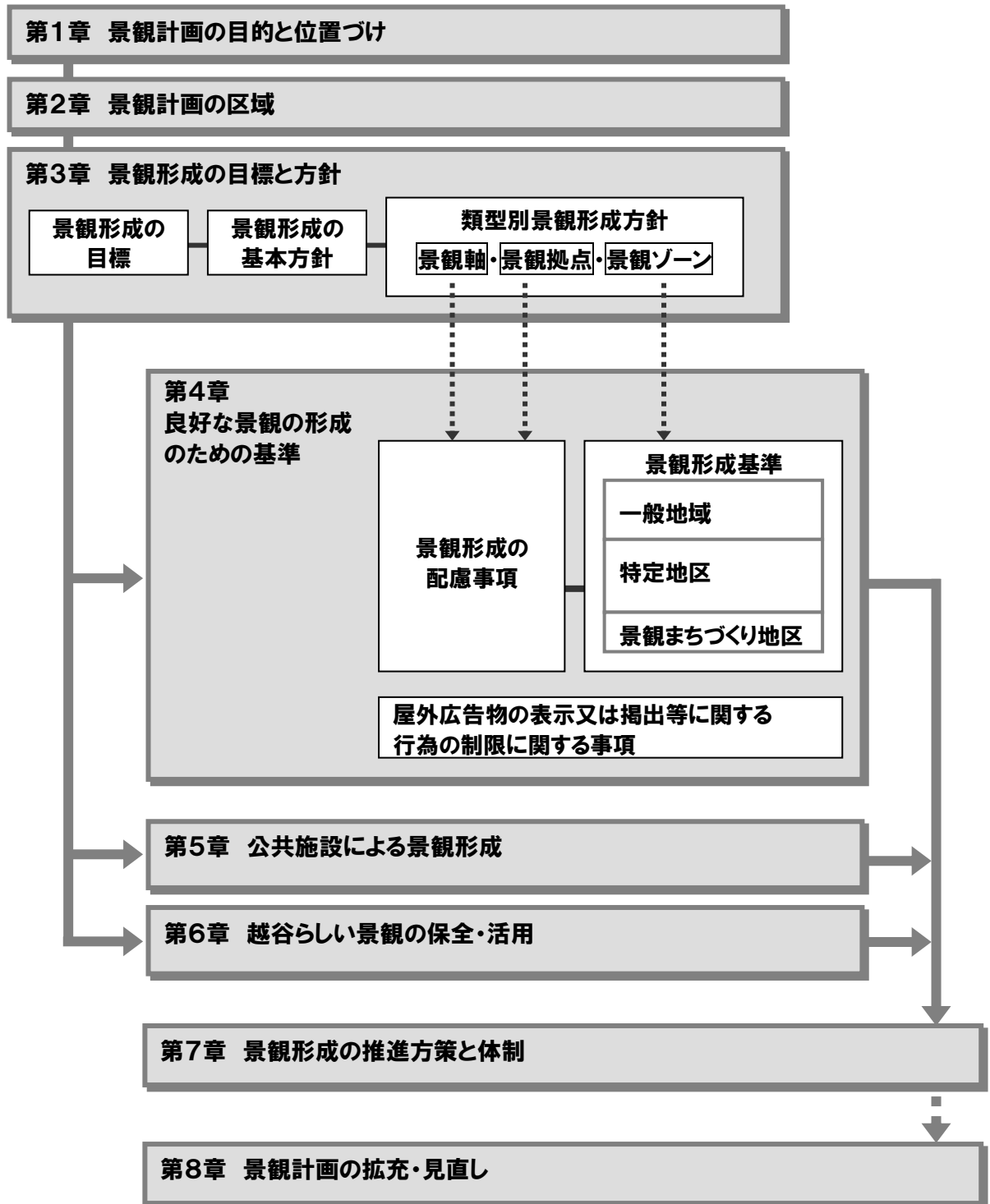
本計画が目標とする期間は、概ね20年とします。

なお、計画は概ね5年ごとに計画の進捗についての確認や評価・検証を行うとともに、上位・関連計画の見直しや社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて追加や見直しなどを行いながら運用するものとします。

(4)計画の構成

本計画は、景観法に定める事項とともに、市が独自に定める事項を加え、以下の内容により構成します。

越谷市景観計画の構成



第2章 景観計画の区域

(1) 景観計画区域

越谷市においては、市全域にわたって良好な景観の形成を図る必要があり、景観法に基づく制度を積極的に活用し、景観の誘導等を行うことが求められます。

このため、景観計画の区域（景観計画区域）は、越谷市全域とします。

(2) 景観計画区域の区分

景観計画区域において、地域の特性を活かした景観形成を推進するために、区域内に必要な応じて特定地区と景観まちづくり地区を定めるものとし、特定地区と景観まちづくり地区を除くその他の区域を一般地域とします。

● 特定地区

本市のシンボルや顔となる景観の形成を図ることが期待される地区や、本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観の維持や育成を図る地区など、地域の特性を活かした良好な景観の形成を先導する地区です。

● 景観まちづくり地区

住民等の発意により、景観法に基づく提案制度を活用し、権利を有する地区住民などとの協働によって、合意形成を図りながら地区の特性を活かした良好な景観形成を推進する地区です。

景観計画区域



第3章 景観形成の目標と方針

(1) 景観形成の目標

景観形成として目指すべき目標を設定します。

景観形成の目標

新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり

(2) 景観形成の基本方針

景観形成の目標を実現していくための柱となる基本方針を設定します。

1 水郷こしがやを特徴づける水と緑の景観づくり

本市の景観の特徴である豊かな自然を守り、活かし、自然と共生することができる新たな水郷こしがやの景観の形成を目指します。

- 1-1 ● 元荒川のシンボルとなる景観の保全・活用
- 1-2 ● 河川・用水の景観の保全・活用
- 1-3 ● 親しみのある水辺の景観づくり
- 1-4 ● 屋敷林などの緑の景観の保全・活用
- 1-5 ● 田園景観の保全・活用

2 広がりを活かした景観づくり

広々とした田園景観や遠景などを活かした景観の形成を目指します。

- 2-1 ● 広がりのある眺望の保全・活用
- 2-2 ● 鉄道の車窓からの眺めへの配慮
- 2-3 ● 特徴ある眺望の保全・活用

3 越谷の歴史と文化を活かし継承する景観づくり

歴史を感じさせる街並みや社寺などを守り、活かし長い時間の中で育まれていく景観の形成を目指します。

- 3-1 ● 旧日光街道の道すじの景観づくり
- 3-2 ● 歴史的景観資源の保全・活用
- 3-3 ● 地域の祭り・イベントを活かした景観づくり

4 快適に住み続けられる景観づくり

地域の個性を大切に、人間性豊かで快適性に配慮した景観の形成を目指します。

- 4-1 ● 緑と調和する住宅地の街並み景観づくり
- 4-2 ● 楽しく歩ける道の景観づくり
- 4-3 ● 幹線道路沿道の秩序のある景観づくり
- 4-4 ● まちの顔となる景観づくり
- 4-5 ● 景観を阻害する要素・要因の改善

5 みんなで創り育てる景観づくり

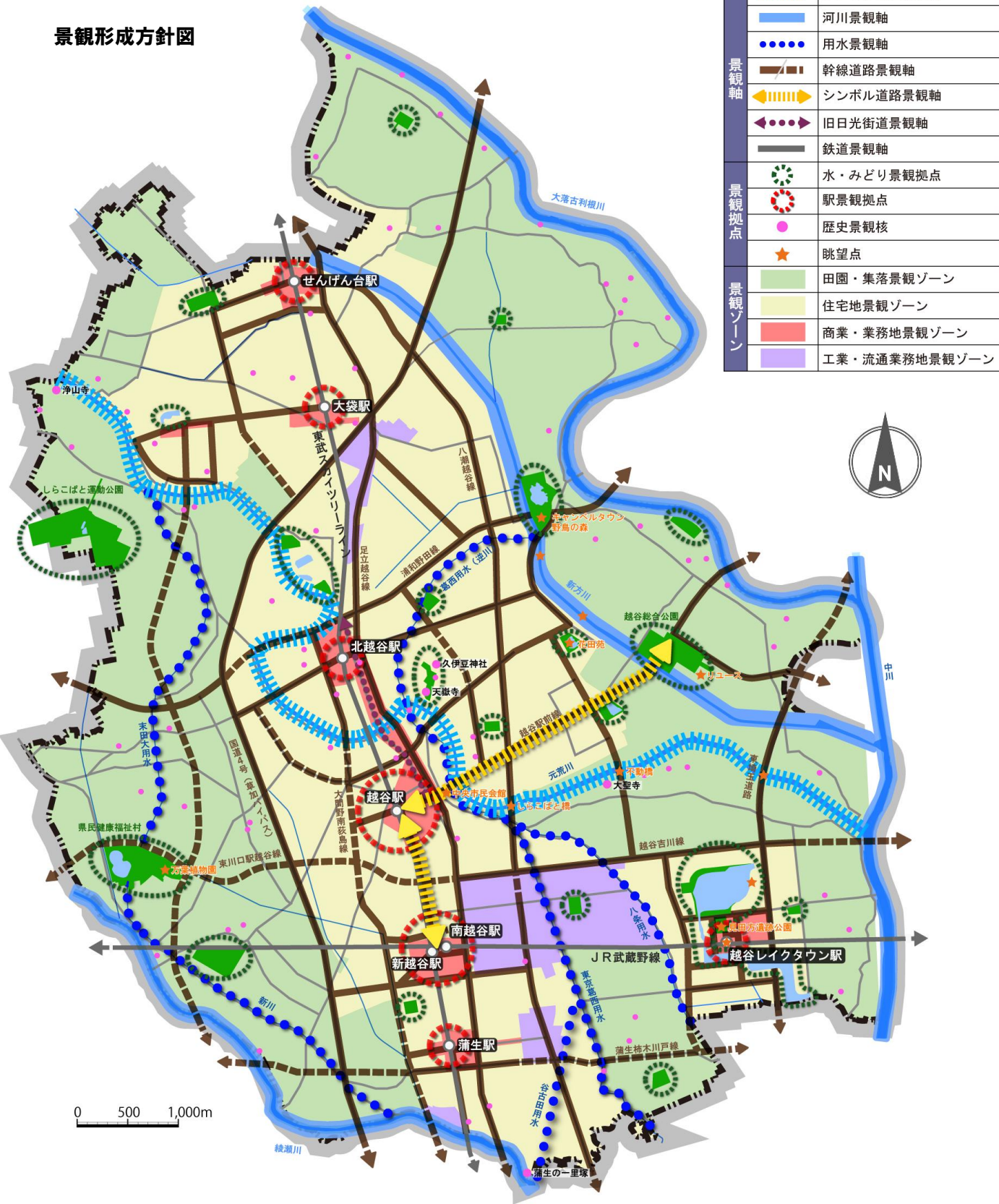
市民や事業者が景観づくりの主体として取り組み、協働によって進めていくことを目指します。

- 5-1 ● 景観づくりに対する意識の醸成
- 5-2 ● 景観づくりを担う人づくり
- 5-3 ● 市民が主体となった身近な景観づくり

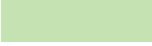
(3)景観形成の目標

景観を形成する要素を類型別に景観軸、景観拠点、景観ゾーンとして整理し、それぞれの景観形成方針を設定します。

景観形成方針図



平成 24 年 8 月現在

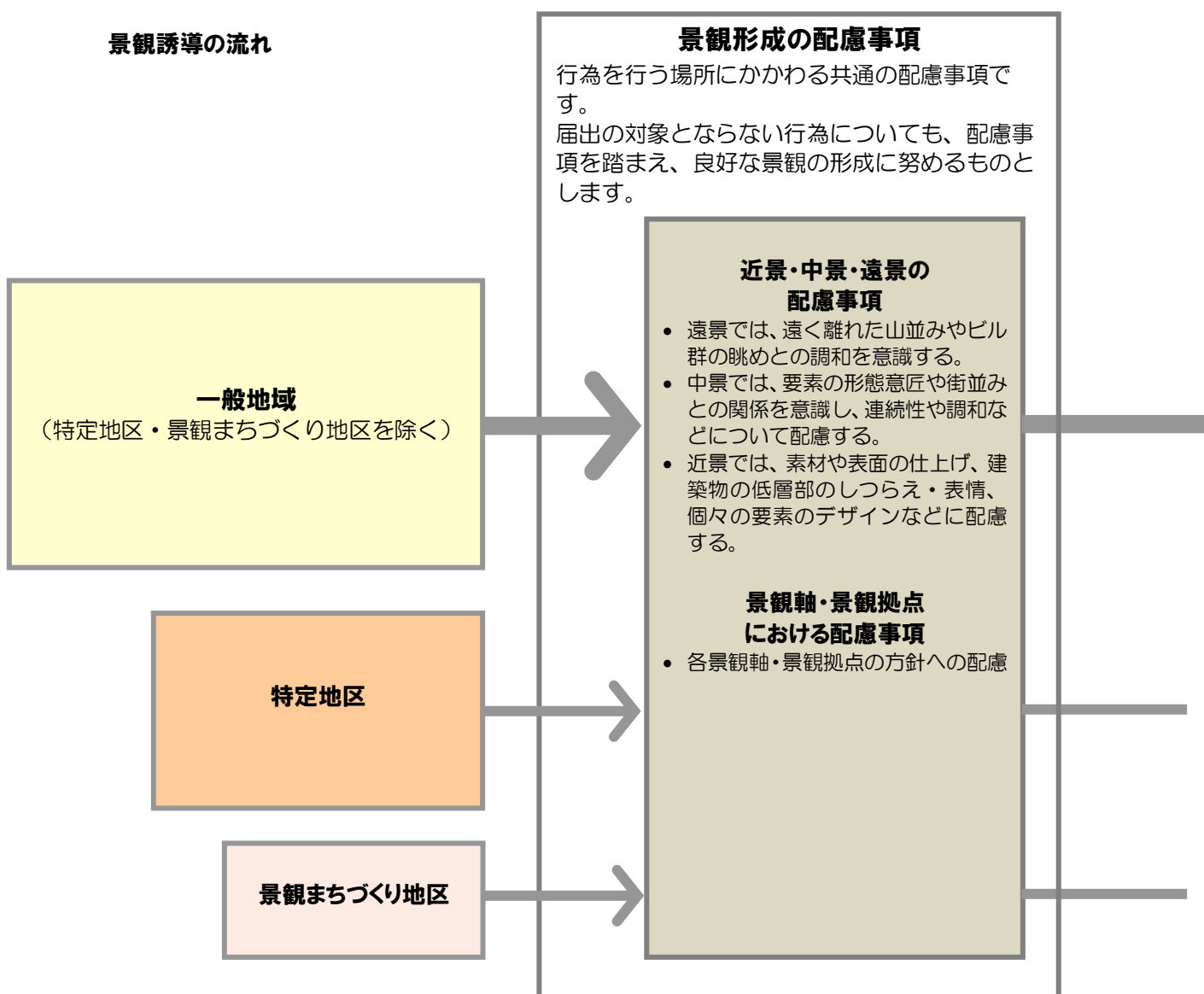
景観軸・景観拠点・景観ゾーン	方針
シンボル河川景観軸 	- 自然の豊かさや開放感が感じられる越谷を代表する水辺の景観の形成を図ります。 - 堤防・緑道や橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。 - 屋敷林などの水辺の緑の保全・創出を図ります。
河川景観軸・用水景観軸 	- 堤防・緑道や橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。 - 水辺の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。
幹線道路沿道景観軸 	- 沿道の特性や周辺の景観との調和に配慮した秩序ある景観の形成を図ります。 - 道路の緑化や沿道の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。 - 橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した調和した景観の形成を図ります。
シンボル道路景観軸 	- 都市の風格やゆとりが感じられる景観の形成を図ります。 - 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 - 道路の緑化や沿道の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。
旧日光街道景観軸 	- 旧日光街道沿いの歴史的な景観資源の保全・活用を図ります。 - 歴史的な景観資源や緑に配慮した景観の形成を図ります。 - 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。
鉄道景観軸 	- 鉄道車窓からの眺めに配慮した景観形成を図ります。 - 高架上の高い位置からの眺めが得られる区間では、遠景や屋根・屋上に配慮した景観の形成を図ります。 - 周辺の景観資源に配慮した景観の形成を図ります。
水・みどり景観拠点 	- 水と緑の保全・創出・活用によるうるおいのある景観の形成を図ります。 - 緑の連続性や緑との調和に配慮した景観の形成を図ります。
駅景観拠点 	- 駅前広場、駅舎などが一体となったまちの顔や玄関にふさわしい景観の形成を図ります。 - 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。
歴史景観核 	- 社寺等の歴史的景観資源の保全・活用を図ります。 - 周辺における歴史的景観資源や緑に配慮した景観の形成を図ります。
眺望点 	- 眺望点からの良好な景観の確保・保全を図ります。 - 周辺における眺望に配慮した景観の形成を図ります。
田園・集落景観ゾーン 	- 広がりのある田園の景観の保全・活用を図ります。 - 緑や集落と調和する景観の形成を図ります。 - 屋敷林や社寺林などの緑の保全・活用と、季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。
住宅地景観ゾーン 	- 緑と調和した落ち着いた景観の形成を図ります。 - 屋敷林や社寺林などの緑の保全・活用と、季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。
商業・業務地景観ゾーン 	- 個性的な魅力と秩序のある街並み景観の形成を図ります。 - 歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 - 季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。
工業・流通業務地景観ゾーン 	- 周辺の景観と調和するまとまりのある街並み景観の形成を図ります。 - 季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。

第4章 良好な景観の形成のための基準

(1) 景観誘導の考え方

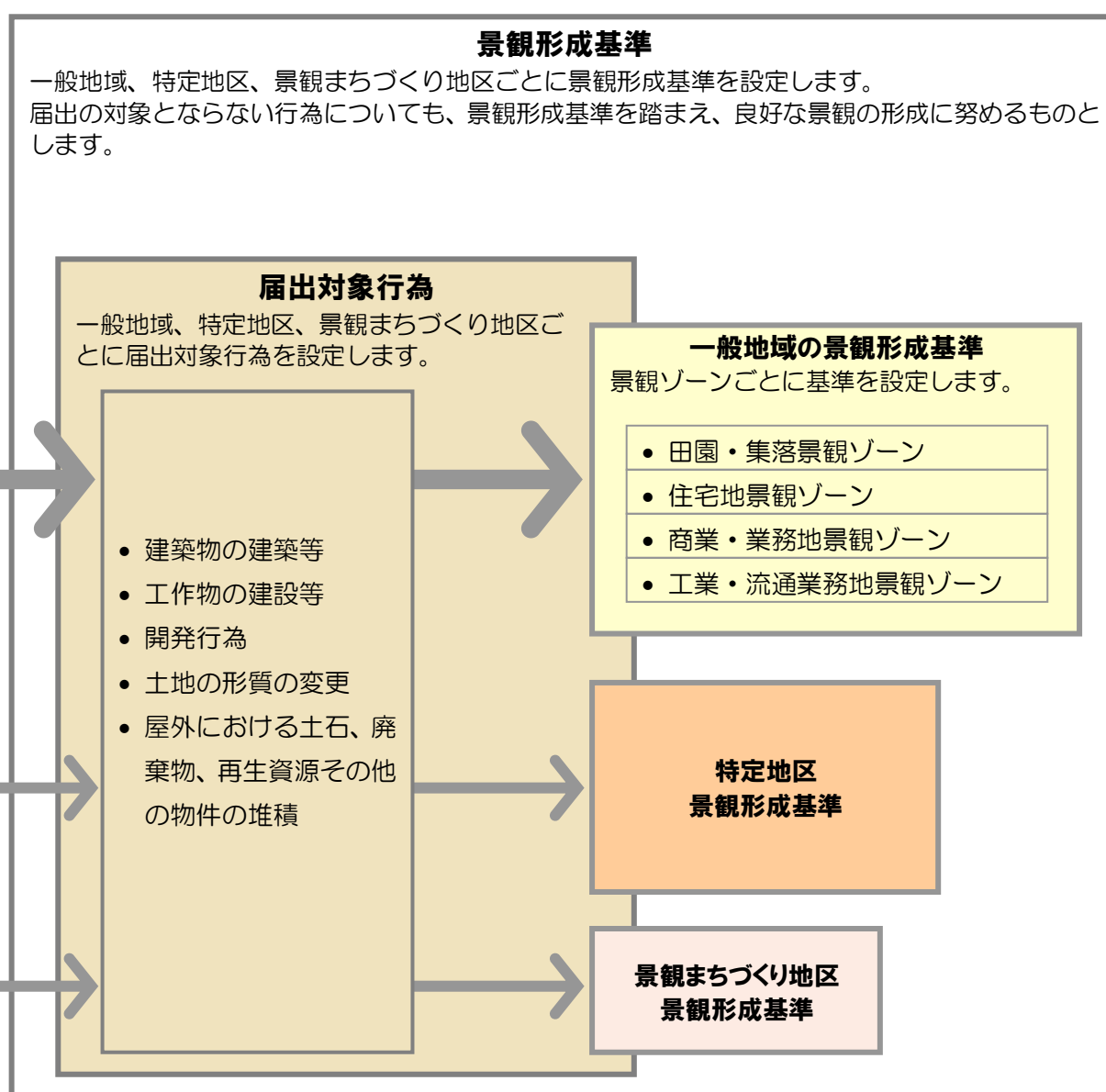
景観計画区域である市全域で良好な景観の形成を図るために、景観形成の配慮事項と景観形成基準を設定します。

景観形成に影響を与える一定規模の行為については届出を行うこととし、景観の特性を踏まえて緩やかな景観の誘導を運用していくものとします。なお、届出対象とならない建築行為等についても、景観形成の配慮事項、景観形成基準を踏まえ、良好な景観の形成に努めるものとします。



景観計画区域のうち、地域の特性を活かした良好な景観の形成を先導する地区として位置づける地区を「特定地区」として、また地域住民等の発意による自主的な景観まちづくりを進める地区として提案を踏まえて指定する地区を「景観まちづくり地区」としてそれぞれ位置づけ、これらの地区を除く市全域を一般地域とします。

景観形成の配慮事項は、市全域の共通の指針としますが、景観形成基準は、一般地域、特定地区、景観まちづくり地区それぞれに設定し、運用するものとします。



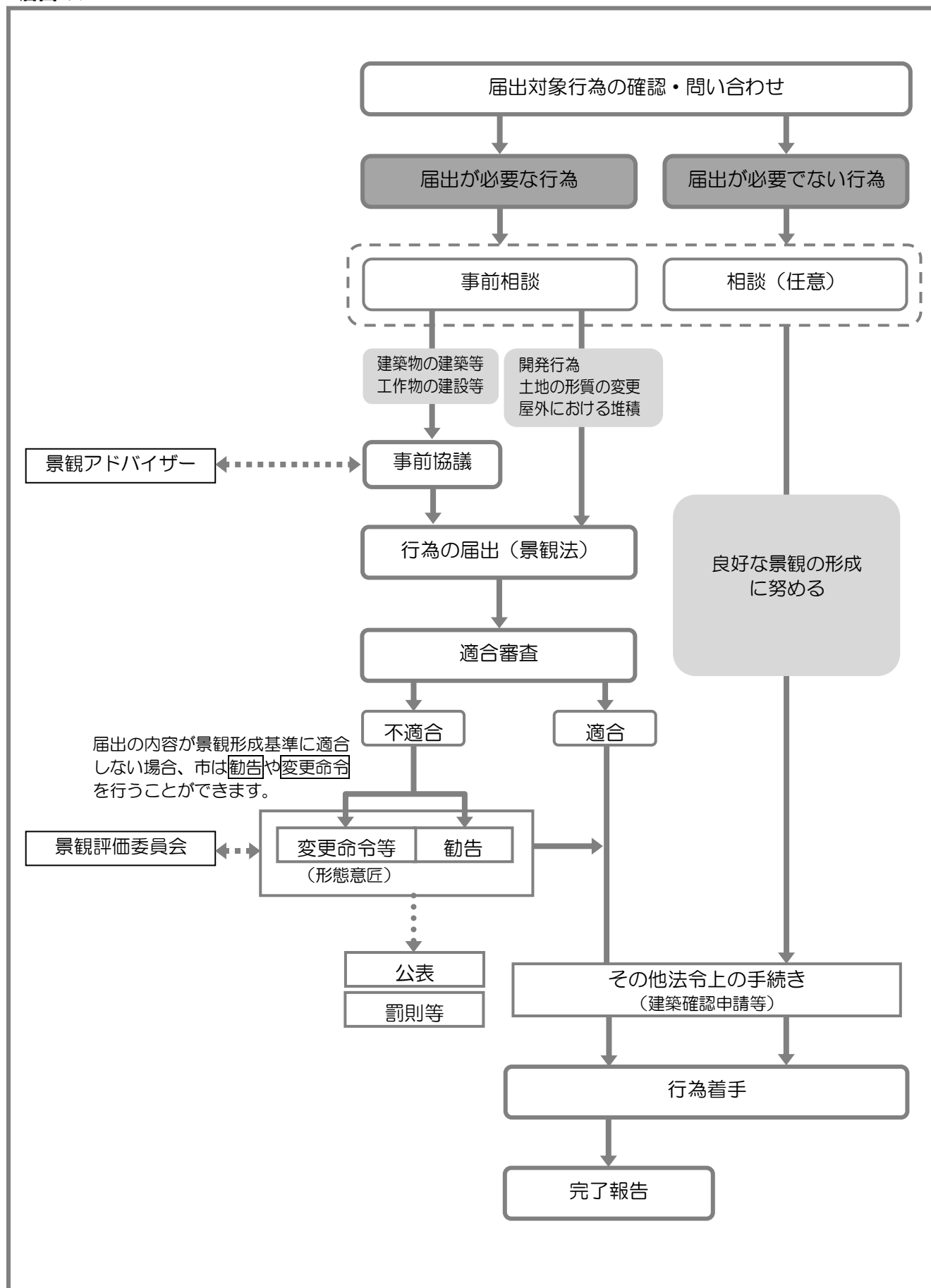
(2)事前協議・届出の流れ

一般地域、特定地区、景観まちづくり地区における届出の対象となる行為については、景観法に基づく届出の前に、越谷市景観条例に基づき、事前協議が必要となります。

また、届出が必要でない行為については、景観形成の配慮事項や景観形成基準に基づく自己チェック等を行い、良好な景観の形成に努めるものとします。

●事前相談	届出が必要な行為は、事前相談を受け付けます。市は、景観形成基準などの必要な情報を提供します。
●事前協議	建築物の建築等や工作物の建設等の届出が必要な行為について、越谷市景観条例に基づき、事前協議を行います。事前協議は、景観形成の配慮事項や景観形成基準に基づき協議を行います。 市は必要に応じて、景観アドバイザーの意見を聴きます。 事前協議を行わない場合、事前協議と届出内容が異なるなどの場合は、市は勧告、命令の手続きを経た後、氏名等の公表をすることができます。
●行為の届出	景観法に基づき、行為着手の30日前までに市長への届出が必要となります。
●適合審査	景観形成基準に基づき、行為に対する適合審査を行います。届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、市は勧告を行うことができます。また、建築物や工作物の形態意匠が景観形成基準と適合しない場合は、市は変更命令や氏名等の公表を行うことができます。市は必要に応じて、景観評価委員会の意見を聴きます。
●完了報告	届出を行った行為が完了したときは、市長への完了報告が必要となります。

届出のフロー



1 一般地域における景観形成(特定地区・景観まちづくり地区を除く)

(1)届出対象行為

特定地区・景観まちづくり地区を除く一般地域においては、景観形成に影響を与える下記の表の対象行為のうち、対象規模のいずれかに該当するものについて届出が必要です。

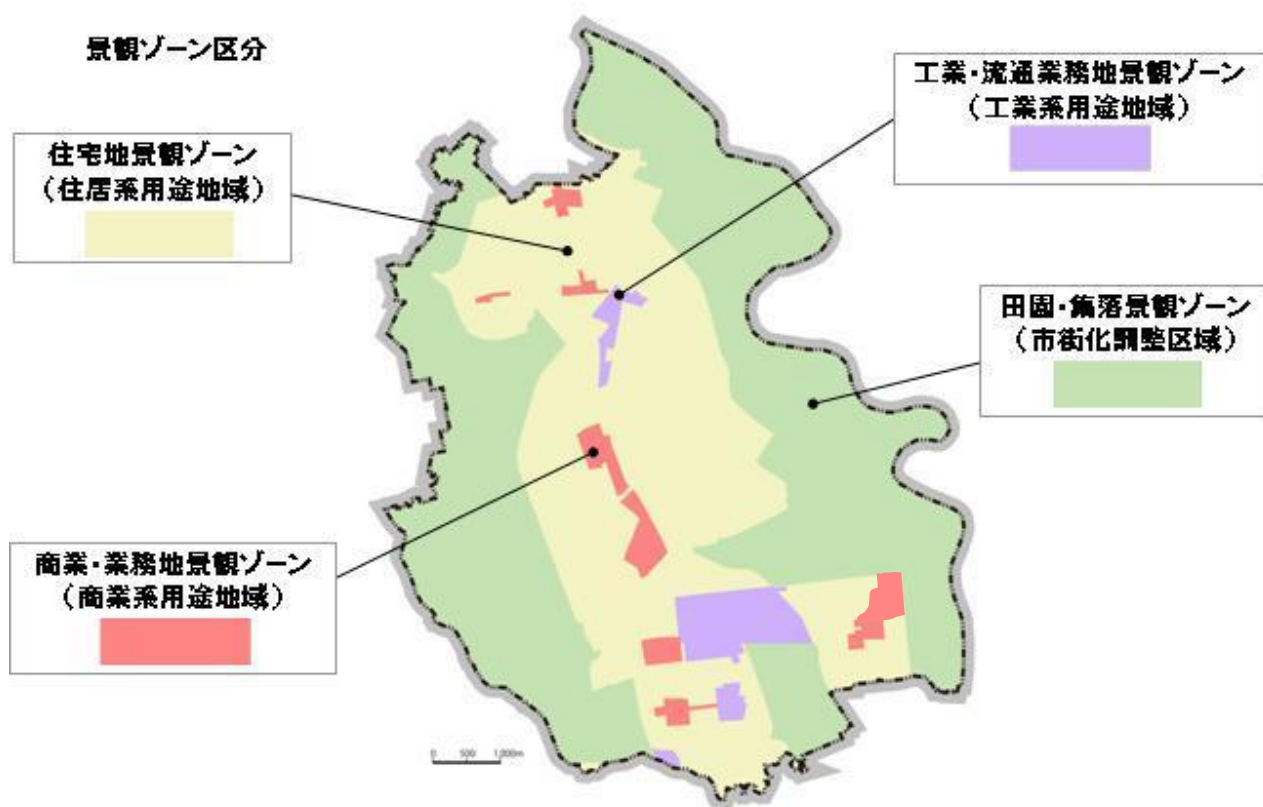
届出対象行為(一般地域)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	- 高さ 12mを超えるもの - 建築面積 500 ㎡を超えるもの
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更(*1)	- 高さ 12mを超えるもの - 築造面積 500 ㎡を超えるもの
開発行為(*2)	区域面積 3000 ㎡以上のもの
土地の形質の変更(*3)	区域面積 500 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積 500 ㎡以上のもの

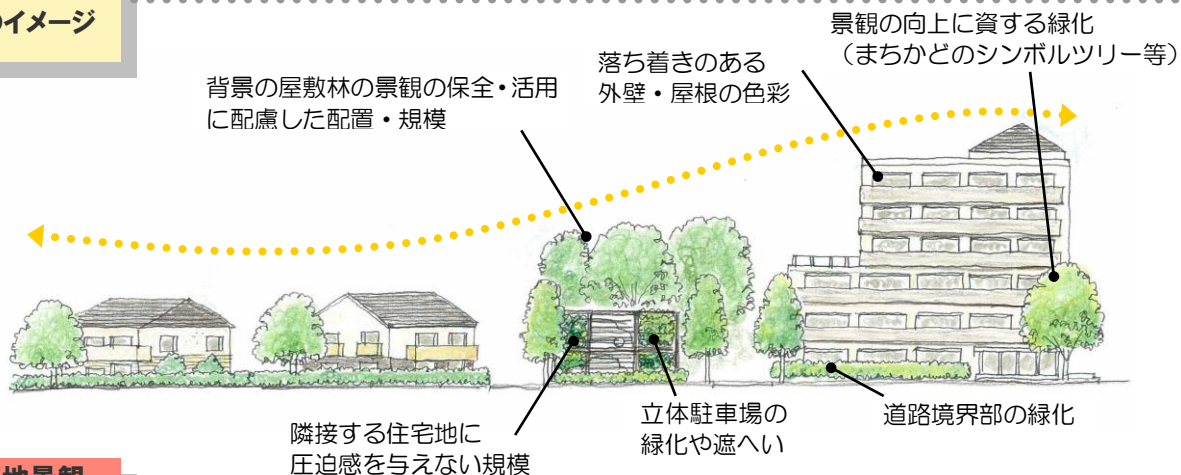
*1 工作物 高さ 15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱(電力柱、電信柱)を除く。

*2 開発行為 都市計画法第 4 条第 12 項に規定するものをいう。

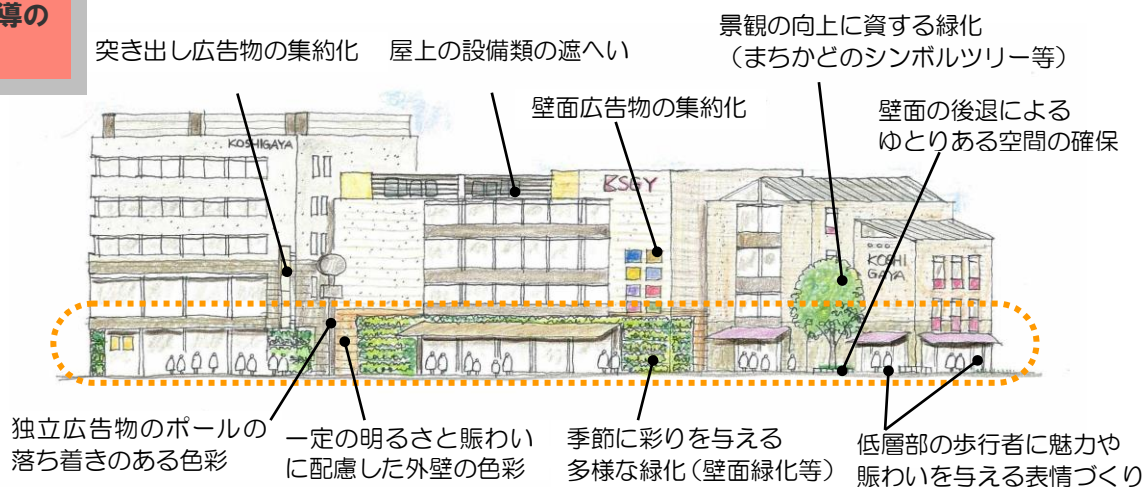
*3 土地の形質の変更 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。



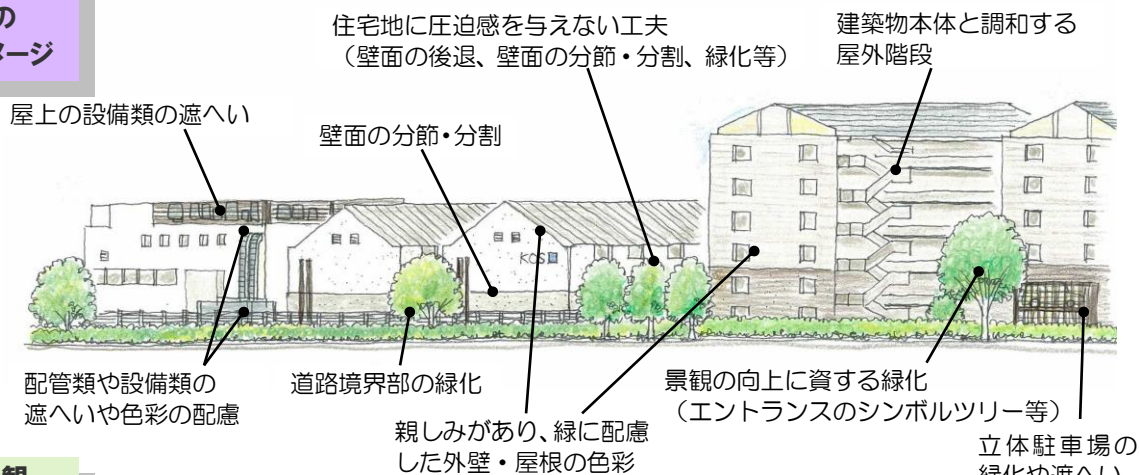
住宅地景観ゾーンの 景観誘導のイメージ



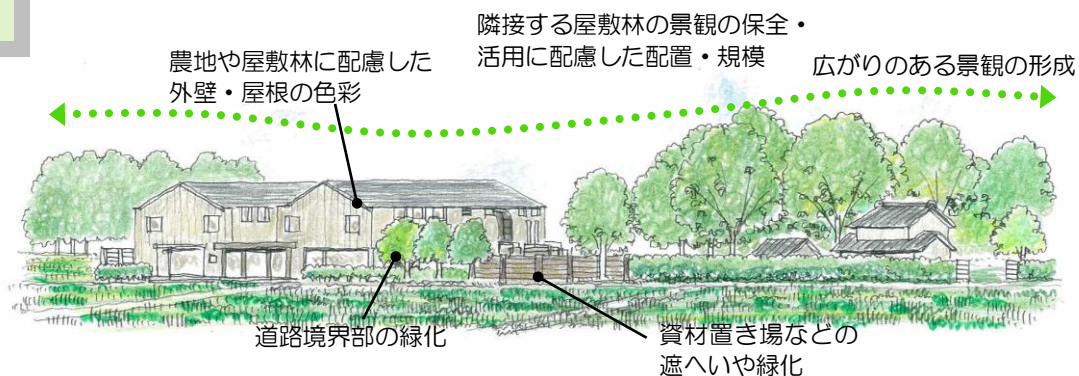
商業・業務地景観 ゾーンの景観誘導の イメージ



工業・流通業務地 景観ゾーンの 景観誘導のイメージ



田園・集落景観 ゾーンの景観誘導の イメージ



2 特定地区における景観形成

(1) 特定地区の位置づけ

① 特定地区の指定方針

特定地区は、地域の特性を活かした良好な景観の形成を先導する地区であり、以下の方針に基づき、指定するものとします。

特定地区の指定方針

- 本市のシンボルや顔となる景観の形成を図ることが期待される地区
- 本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観が形成されており、その維持や育成を図る必要がある地区
- 大規模な土地利用転換などが計画されており、一体的に良好な景観の形成を図る必要がある地区

② 特定地区の対象地区と景観形成の方針

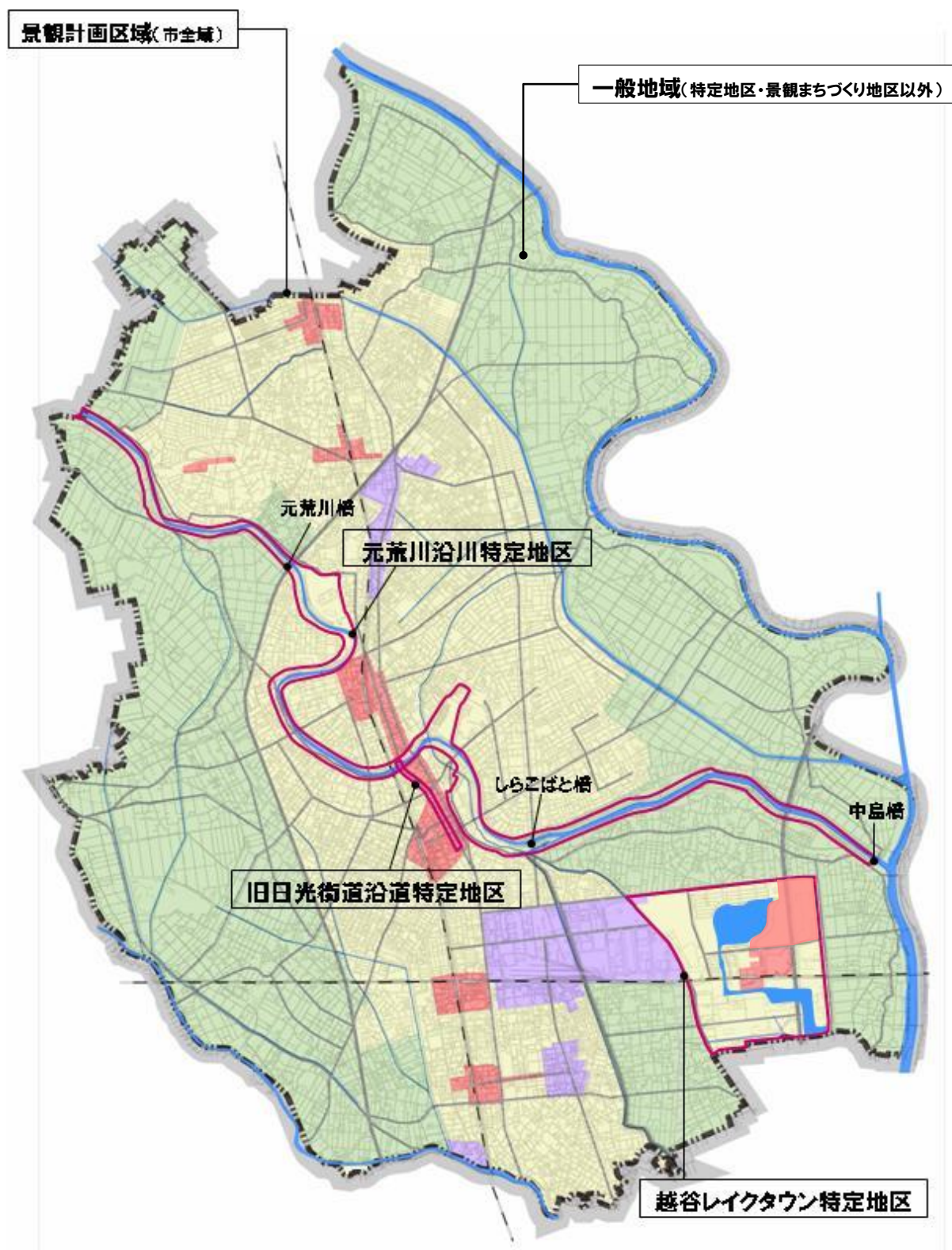
特定地区として、元荒川沿川地区、越谷レイクタウン地区、旧日光街道沿道地区を位置づけます。

特定地区は、今後も必要に応じて追加していくものとします。

特定地区の景観形成の方針

特定地区	景観形成の方針
元荒川沿川特定地区	● 市の中心を流れる河川として、自然の豊かさが感じられるシンボリックな景観の形成を図る。 ● 河川沿いの道路や緑道などからの河川への眺めを確保するとともに、蛇行した河川の特徴を活かし、対岸や橋梁からの眺めに配慮した良好な景観の形成を図る。 ● 市街地に接する部分（中流区間等）では、市街地と調和のとれた景観の形成を図り、郊外部（上流・下流区間等）では自然を活かした景観の形成を図るなど、水辺と調和する開放的な沿川の景観の形成を図る。 ● 既存の樹木・樹林や周辺の屋敷林、農地の保全・活用、緑の創出を図り、うるおいのある景観の形成を図る。 ● 市民が楽しく散策できる空間や水辺と調和する施設の整備を図り、親しみのある景観の形成を図る。（緑道や橋梁の整備）
越谷レイクタウン特定地区	● 大相模調節池を意識し、水辺と調和する開放的な景観の形成を図る。 ● 調節池沿いの道路やレイクサイドウォーク、公園などからの調節池への眺めを確保するとともに、対岸や橋梁からの眺めに配慮した良好な景観の形成を図る。 ● 水辺沿いの緑の創出を図り、うるおいと開放感のある景観の形成を図る。（水辺の緑化推進、セットバック、垣・柵を設けない開放的な景観の形成、ビスタの保全・活用） ● 市民が楽しく散策できる空間や水辺と調和する施設の整備を図り、親しみのある景観の形成を図る。（緑道や橋梁の整備）
旧日光街道沿道特定地区	● かつての越ヶ谷宿の面影を残す地域固有の歴史的景観資源を活かし、調和のとれた特色のある街並み景観の形成を図る。 ● 旧日光街道周辺の住宅地の緑のつながりを活かすことで、奥行きのある景観の形成を図る。 ● 歩行者の視線に配慮し、歩いて楽しい道の景観形成を図る。（道路と沿道のもてなしのしつらえ等）

特定地区の位置



(2) 特定地区における届出対象行為と景観形成のイメージ

■元荒川沿川特定地区

市境から中島橋までの河川区域の両端から 40m 以内の区域（宮内庁埼玉鴨場、久伊豆神社、越谷市役所一帯、葛西用水（一部）等を含む）

届出対象行為

対象行為	対象規模		
	元荒川橋～しらこばと橋		その他
	河川区域の両端から 20m 以内の区域	河川区域の両端から 20m を超え 40m 以内の区域	河川区域の両端から 40m 以内の区域
建築物・工作物の新築等	- 高さが 8m を超えるもの - 建築面積または築造面積が 200 ㎡を超えるもの	- 高さが 10m を超えるもの - 建築面積または築造面積が 300 ㎡を超えるもの	
開発行為	区域面積が 500 ㎡以上のもの		
土地の形質の変更	区域面積が 500 ㎡以上のもの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が 500 ㎡以上のもの		

■越谷レイクタウン特定地区

届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物・工作物の新築等	- 高さ 10m を超えるもの - 建築面積または築造面積 300 ㎡を超えるもの
開発行為	区域面積が 500 ㎡以上のもの
土地の形質の変更	区域面積が 500 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が 500 ㎡以上のもの

■旧日光街道沿道特定地区

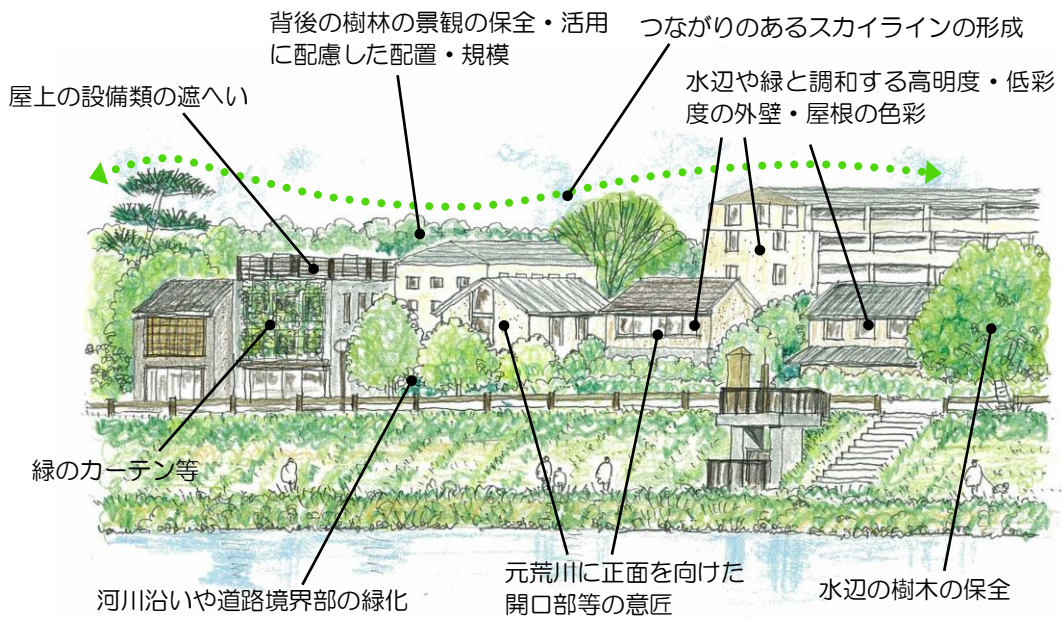
旧日光街道（県道 52 号線）の道路の両端から 25m 以内の区域

届出対象行為

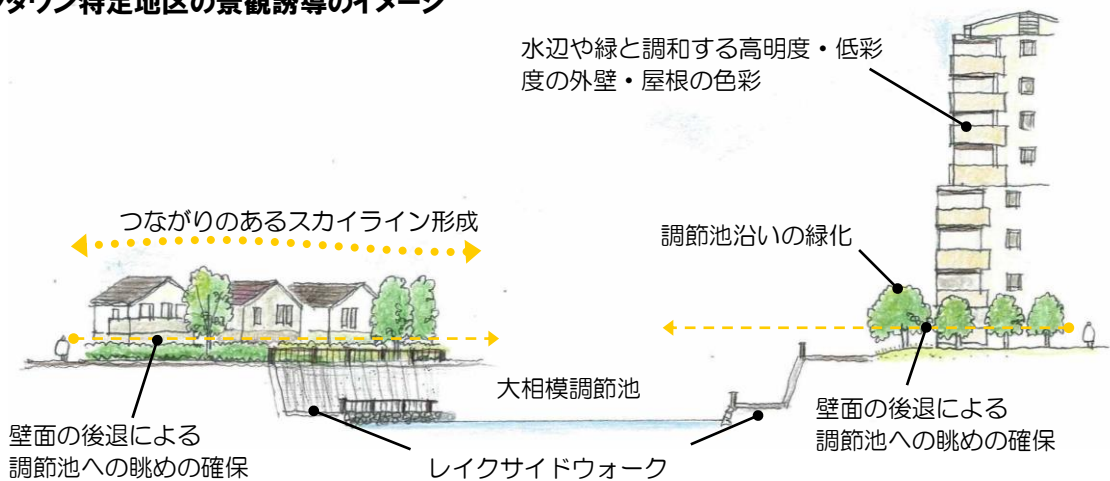
対象行為	対象規模
建築物・工作物の新築等	- 高さ 10m を超えるもの - 建築面積または築造面積 300 ㎡を超えるもの
開発行為	区域面積が 500 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が 500 ㎡以上のもの

工作物 開発行為 土地の形質の変更	高さ 15m 以下の電線・ケーブル類を支持する電柱（電力柱、電信柱）を除く。 都市計画法第 4 条第 12 項に規定するものをいう。 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。
-------------------------	--

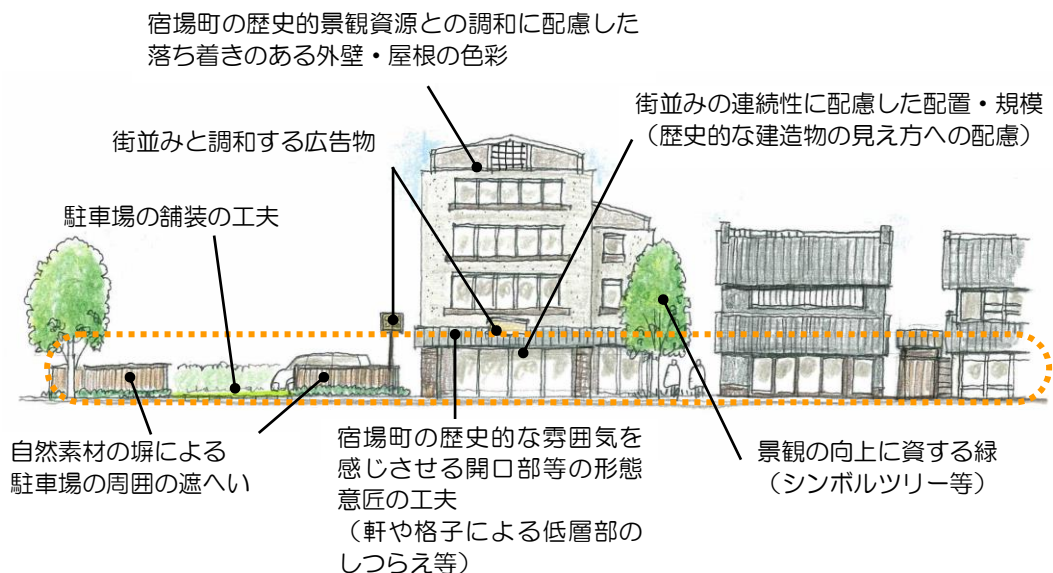
元荒川沿川特定地区の景観誘導のイメージ



越谷レイクタウン特定地区の景観誘導のイメージ



旧日光街道沿道特定地区の景観誘導のイメージ



色彩基準

一般地域 色彩基準		住宅地景観ゾーン 工業・流通業務地景観ゾーン 田園・集落景観ゾーン			商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色	基調色		強調色
		明度	彩度		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて	2 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下		1 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下		2 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	2 以下		1 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—		2 以上	—	
	屋根	1 以上	—		1 以上	—	

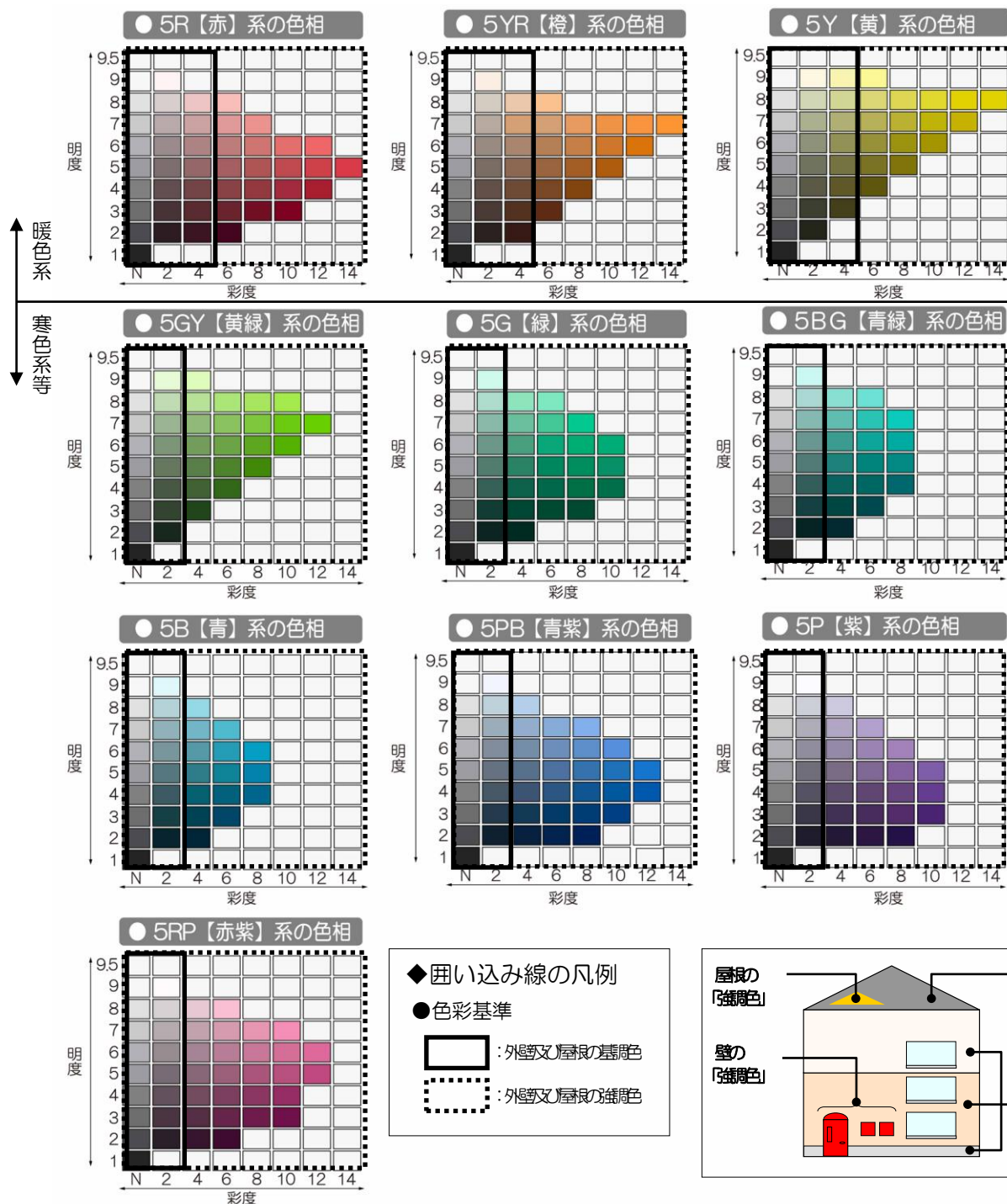
元荒川沿川特定地区 色彩基準		住宅地景観ゾーン 田園・集落景観ゾーン			商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色	基調色		強調色
		明度	彩度		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて	2 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下		1 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下		2 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	2 以下		1 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—		2 以上	—	
	屋根	1 以上	—		1 以上	—	

越谷レイクタウン特定地区 色彩基準		住宅地景観ゾーン 工業・流通業務地景観ゾーン			商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色	基調色		強調色
		明度	彩度		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて	4 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下		2 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下		4 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	2 以下		2 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—		4 以上	—	
	屋根	1 以上	—		2 以上	—	

旧日光街道沿道特定地区 色彩基準		商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下	
	屋根	1 以上	2 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—	
	屋根	1 以上	—	

カラーチャート

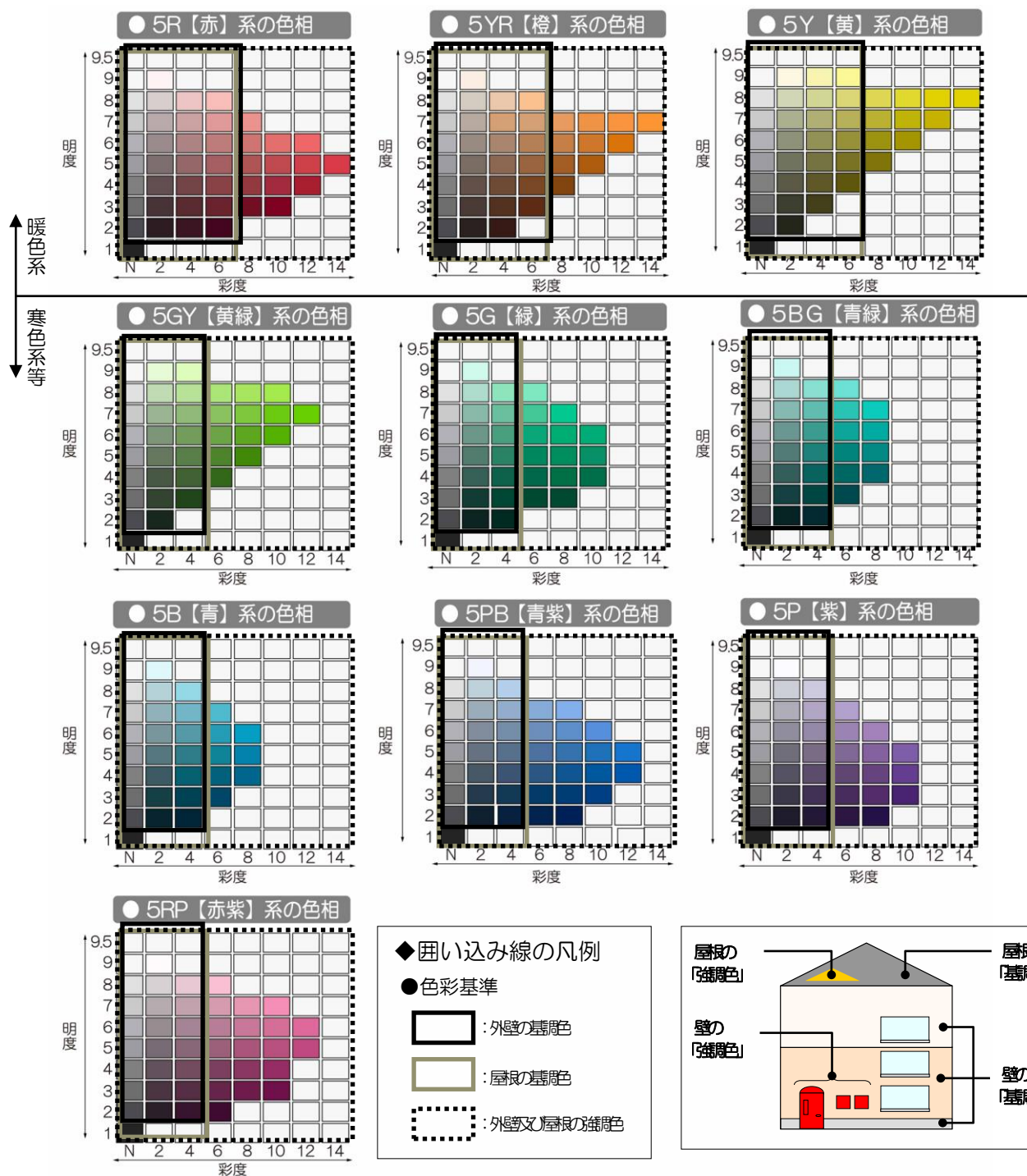
- 一般地域(住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)
- 元荒川沿川特定地区(住宅地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)
- 越谷レイクタウン特定地区(住宅地景観ゾーン、工業流通業務地景観ゾーン)



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。
※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10以上とする。
※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10未満とする。

カラーチャート

- 一般地域(商業・業務地景観ゾーン)
- 元荒川沿川特定地区(商業・業務地景観ゾーン)

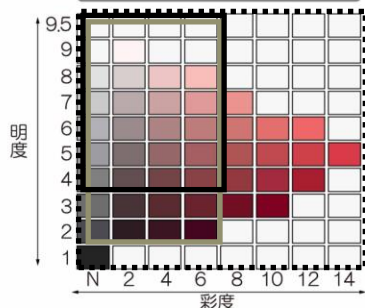


※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。
 ※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.0/10以上とする。
 ※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の2.0/10未満とする。

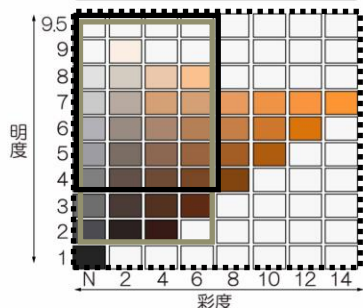
カラーチャート

●越谷レイクタウン特定地区(商業・業務地景観ゾーン)

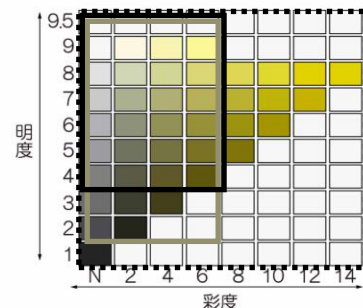
● 5R【赤】系の色相



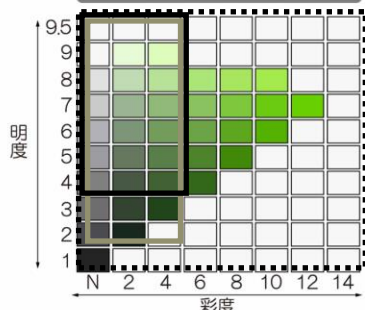
● 5YR【橙】系の色相



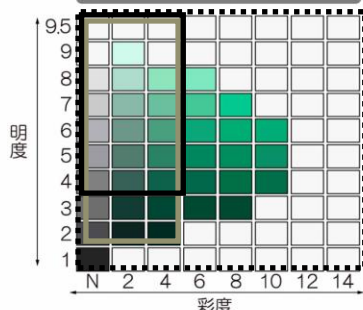
● 5Y【黄】系の色相



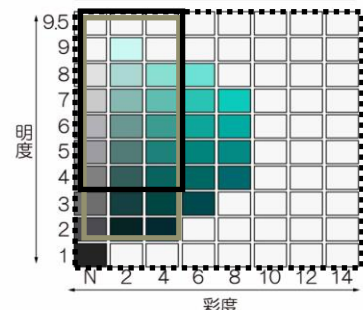
● 5GY【黄緑】系の色相



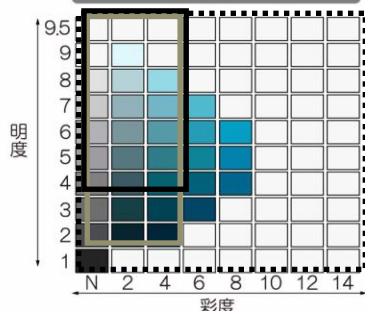
● 5G【緑】系の色相



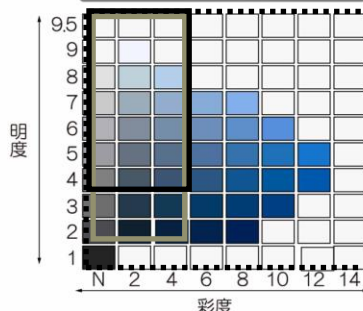
● 5BG【青緑】系の色相



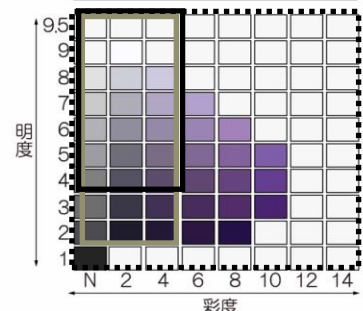
● 5B【青】系の色相



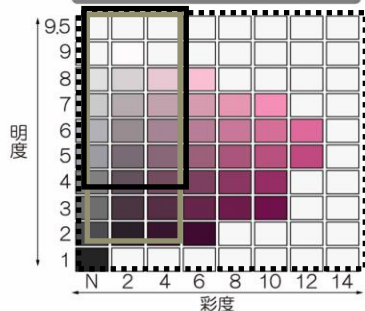
● 5PB【青紫】系の色相



● 5P【紫】系の色相



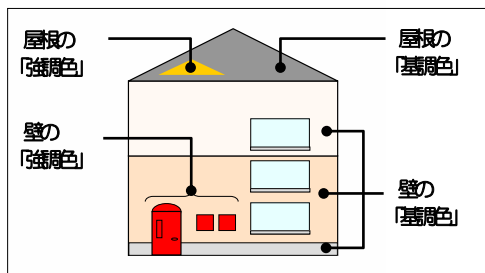
● 5RP【赤紫】系の色相



◆ 囲い込み線の凡例

● 色彩基準

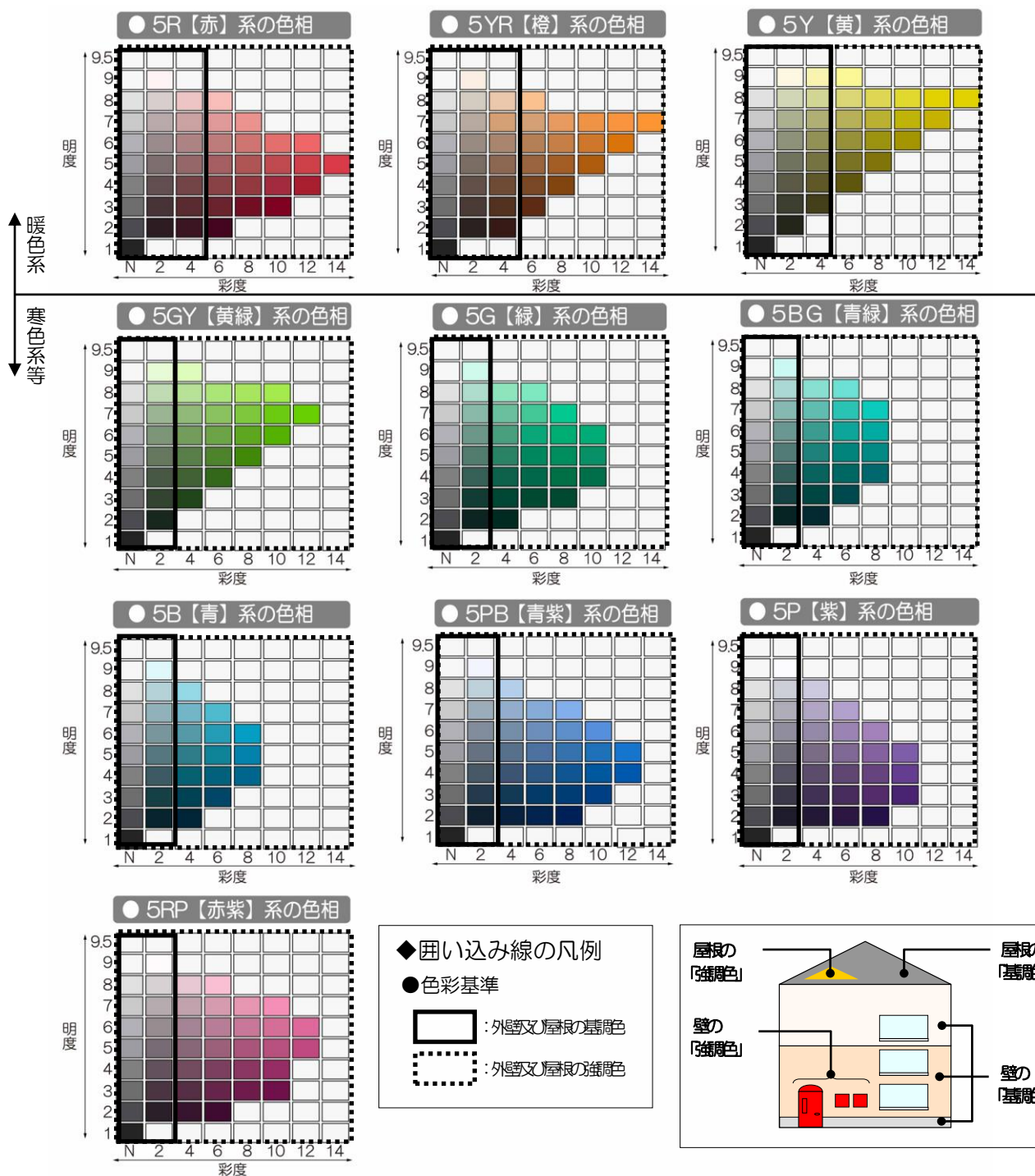
- : 外壁の基調色
- : 屋根の基調色
- : 外壁及び屋根の強調色



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。
 ※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.0/10以上とする。
 ※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の2.0/10未満とする。

カラーチャート

●旧日光街道沿道特定地区(商業・業務地景観ゾーン)



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。
※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10以上とする。
※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10未満とする。

色彩について

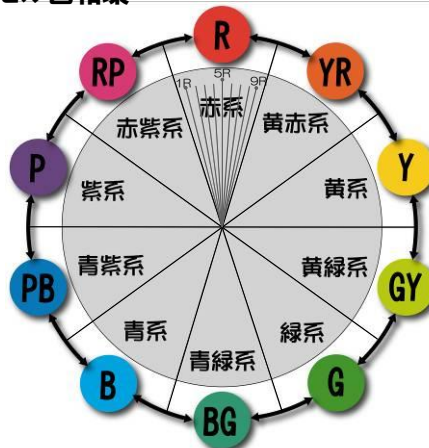
ここでは、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色彩を表現します。

マンセル表色系とは、1つの色を「色相（hue）」、「明度（value）」、「彩度（chroma）」の3属性で表すもので、これにより色彩を定量的に表現することができます。

①【色相(色合い)】

色相は「色合い」のことで、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の主要色相と、その中間色相である黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色相（右図参照）を更に10分割して尺度化したものです。

■マンセル色相環

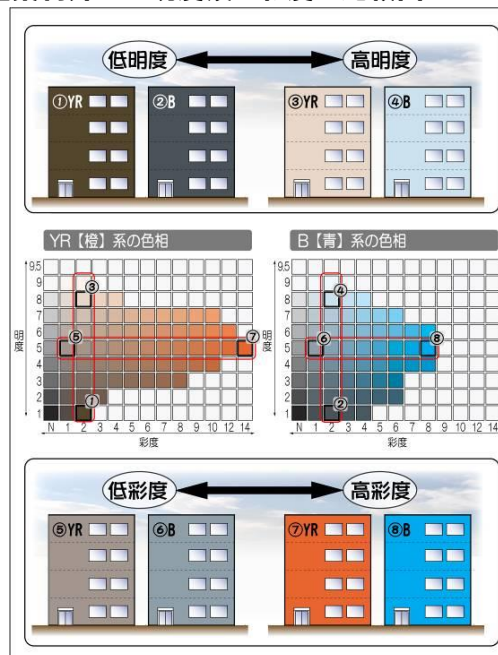


②【明度(明るさ)】

明度は色の「明るさの度合い」のことで、0～10の数値で表します。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

右図一番上の囲い込みの図は、同じ色相のものを明度の濃淡で比較したものです。

■建築物外壁の明度及び彩度の比較図



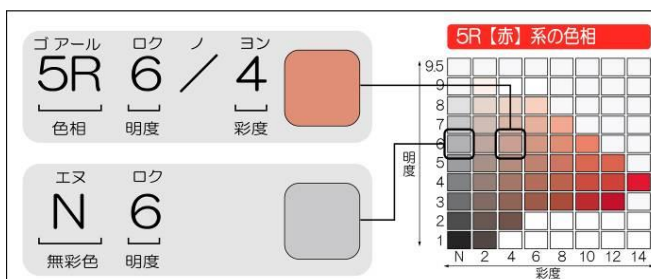
③【彩度(鮮やかさ)】

彩度は色の「鮮やかさの度合い」のことで、0～14程度の数値で表します。鮮やかになるにつれて数値が大きくなり、彩度が0で無彩色となります。

右図一番下の囲い込みの図は、同じ色相のものを彩度の濃淡で比較したものです。

マンセル記号の読み方について

マンセル記号では、例えば5R（赤）系の色相であれば右記のような読み方をします。



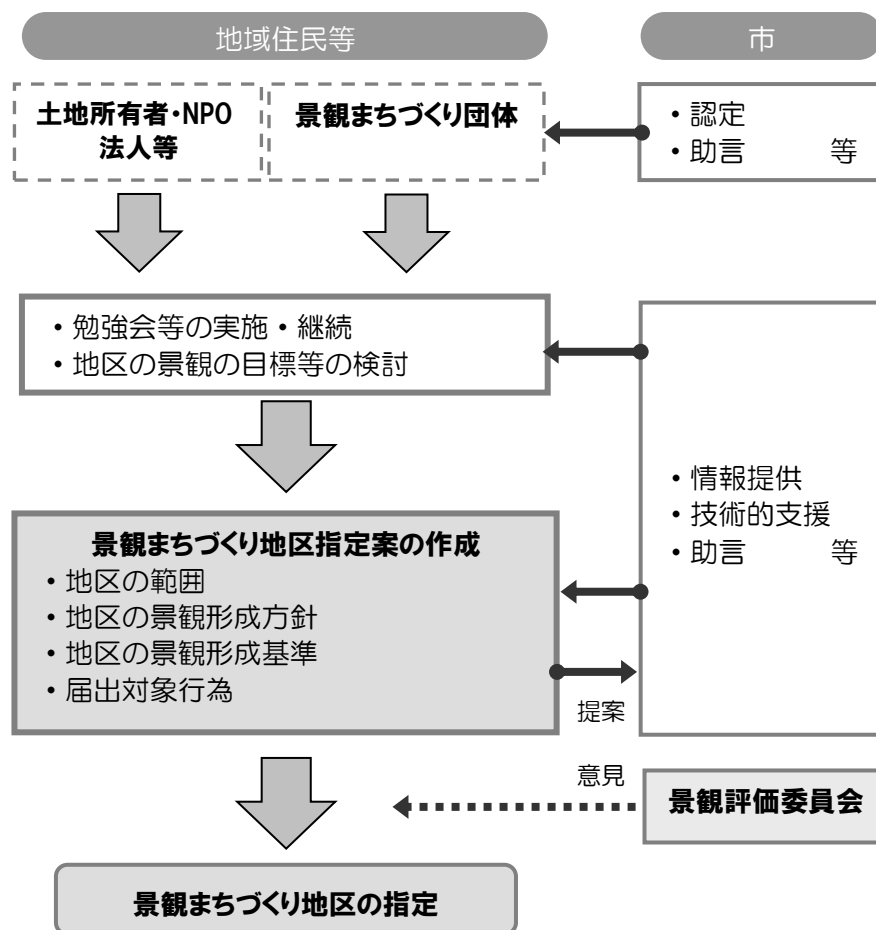
3 景観まちづくり地区における景観形成

景観まちづくり地区は、住民などの発意により、景観法に基づく提案制度を活用し、権利を有する地区住民などとの協働によって、合意形成を図りながら地区の特性を活かしたきめ細かい景観形成を推進する地区です。

景観まちづくり地区の指定に向けて、勉強会などを実施しながら地区の景観形成の目標を検討します。そのうえで、景観まちづくり地区の指定に向けた指定案の検討を行い、市に案を提案します。

景観まちづくり地区では、合意形成に基づき届出対象行為や景観形成基準について、地区独自のものを定め、きめ細かい景観まちづくりを推進します。

景観まちづくり地区指定に向けた取り組みのフロー



景観まちづくり地区の指定を提案することができる土地の区域の面積規模

特定地区内の区域	0.3ha
景観まちづくり団体が提案する区域	0.3ha
景観協定等を締結している区域	0.1ha
上記以外の区域	0.5ha

4 屋外広告物の表示又は掲出等に関する行為の制限に関する事項

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、必要な情報を提供するとともに、まちに賑わいを与える要素です。しかしながら、その数量や規模、色彩が過剰となると、景観を阻害することにつながりやすく、大きな影響を与えることから、適切に規制・誘導することが重要です。

本計画では、基本的な配慮事項を定め、建築物等の景観形成基準による景観誘導にあわせて、屋外広告物について景観に配慮した誘導を図るものとしします。

今後は、市独自の屋外広告物条例を制定します。（平成26年12月22日条例第96号にて制定）

(2) 屋外広告物の表示又は掲出等の配慮事項

屋外広告物の表示又は掲出等は、埼玉県屋外広告物条例に基づく共通基準を遵守するとともに、以下の基本的な配慮事項を踏まえるものとしします。

埼玉県屋外広告物条例に基づく共通基準

- 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

屋外広告物の基本的な配慮事項

- 建築物等に付帯する屋外広告物は、建築物の窓面を利用した屋外広告物を含め、調和のとれた景観の形成に寄与するよう努める。
- 駅周辺や幹線道路沿道を中心として、良好な眺めを阻害しない配置とともに、数量、規模、色彩が過剰にならないように配慮する。
- 独立広告物の支持物の色彩は、落ち着いたものとする。

(3) 屋外広告物条例の考え方

屋外広告物条例の制定に当たっては、以下の事項に配慮するものとしします。

- 屋外広告物の表示等に関する位置、数量、面積その他の掲出方法について、地域の特性を踏まえた適切な規制誘導を図る。
- 特定地区など、良好な景観の形成を先導する地区においては、屋外広告物の設置に関する規制誘導を図る（禁止地域の設定等）。
- 地域住民などとの協働による景観まちづくりを推進する地区においては、合意形成に基づく詳細な基準・ルール等を定めるとともに、景観計画と連動するよう屋外広告物条例で規制誘導を担保する。

第5章 公共施設による景観形成

公共施設は、景観形成において先導的な役割を果たすことが求められます。このため、公共施設の整備に当たっては、基本的な配慮事項と施設別配慮事項を設定し、景観に配慮していくものとしします。

(1) 公共施設の基本的な配慮事項

●まちの個性を高める

景観形成の骨格や核となる施設として、地域の景観との調和を図り、個性ある良好な景観の形成を先導する整備に努める。

●良好な景観のネットワークを形成する

隣接する施設等との連続性の確保や、街並み、緑の連続性を確保した景観的なネットワークの形成を図るものとする。また、眺望等の周辺の良い景観に配慮した整備に努める。

●市民のまちへの愛着を高める

地域に長く親しまれる施設として、市民の利用に配慮するとともに、市民とのかかわりを大切にした整備に努める。また、時間の経過に伴う経年変化に配慮し、維持管理を考慮した整備に努める。

(2) 公共施設による景観形成の仕組みづくり

景観形成に配慮した公共施設の整備を推進するために、以下のような仕組みづくりを検討します。

●協議等の仕組みづくり

- ・ 公共施設の整備に対する協議の仕組みをつくる。
- ・ 庁内組織（都市デザイン協議会など）の活用による景観調整の仕組みをつくる。
- ・ 専門家の活用による公共施設の景観誘導の仕組みをつくる。
- ・ 公共施設の景観形成の配慮点・事例などを整理した公共施設景観ガイドライン等を策定する。
- ・ 国・県を含めて、届出対象行為に該当する公共建築物等については、法第16条第5項に基づく通知と法第16条第6項に基づく協議を行う。

(3) 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観重要公共施設は、以下のような方針に基づき指定します。

景観重要公共施設の指定方針

- 特定地区における重要な公共施設など、越谷市の景観形成を図るうえで、骨格やシンボルとなる公共施設（景観軸・景観拠点）
- 地域の景観の形成を図るうえで、先導的な役割を果たし、周辺の景観形成への波及効果が期待できる公共施設

第6章 越谷らしい景観の保全・活用

(1) こしがや景観資源

市民に親しまれている市内の景観の要素などを、市民の参加による一連のプログラムによって新たに選定し、「こしがや景観資源」として広報に努めるとともに、景観の形成に活用していきます。

こしがや景観資源に登録されたもののうちの重要な建造物や樹木などについては、次項の指定方針に基づき、所有者の同意のもと、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定に努めます。

(2) 景観重要建造物の指定方針

道路などから容易に望見でき、所有者の同意が得られる建造物で、地域の景観の形成に重要なものを、以下の方針に基づき景観重要建造物に指定するものとします。

景観重要建造物の指定方針

- 地域の歴史文化を感じさせる景観を形成している建造物
- 道路や河川・水路など一体となって、シンボル性やランドマーク性を高めている建造物
- 地域の特性を活かした景観形成に重要な役割を果たすことが期待できる建造物
- 多くの市民に親しまれていると認められる建造物

(3) 景観重要樹木の指定方針

道路などから容易に望見でき、所有者の同意が得られる樹木で、地域の景観の形成に重要なものを、以下の方針に基づき景観重要樹木に指定するものとします。

景観重要樹木の指定方針

- 地域の歴史文化を感じさせる景観を形成している樹木
- 道路や河川・水路など一体となって、シンボル性やランドマーク性を高めている樹木
- 地域の特性を活かした景観形成に重要な役割を果たすことが期待できる樹木
- 多くの市民に親しまれていると認められる樹木

(4) 景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

指定した景観重要建造物・景観重要樹木は、以下の方針に基づき、保全・活用を図り、景観の形成に役立てていくものとします。

景観重要建造物・景観重要樹木の保全・活用の方針

- 景観重要建造物・景観重要樹木の適切な維持管理や支援に努めます。
- 景観重要建造物・景観重要樹木をPRなどにより周知します。
- 周辺において、公共施設などを整備する場合、景観重要建造物・景観重要樹木への視認性を阻害しないよう配慮します。
- 景観重要建造物・景観重要樹木を活かした周辺の街並み景観の誘導を図ります。

第7章 景観形成の推進方策と体制

1 景観形成の推進方策

(1) 景観形成に関する情報の発信

ホームページ、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、市民・団体や事業者などに景観に関連した取り組みや制度などの情報の発信を充実していきます。

また、景観まちづくりにかかわる主体が情報交換できるネットワークの構築を検討します。

(2) 景観形成に関する学習の機会の確保

景観に対する理解を深め、ふるさと意識の醸成を図るために、次世代を担う子どもたちなどに対し、景観まちづくり学習を推進します。このために、景観について学び、関心を持つことができる講演会などの機会や場の継続的な確保に努めます。

また、このような機会にあわせて景観写真コンクールなどの展示を行い、市民活動の啓発や紹介などに努めます。

(3) 表彰制度の創設

良好な景観の形成に寄与している事例や景観形成に資する取り組みや活動を表彰する制度の創設を検討します。

(4) 市民の景観まちづくりの推進

① 景観まちづくり宣言

市民が取り組みやすい景観まちづくりを推進するために、市民や事業者が地域の景観形成に貢献する具体的な活動を表明し、市長がその取り組みを「景観まちづくり宣言」として認定していくものとします。

景観まちづくり宣言は、一定のまとまりのある地域の住民などによる身近な景観まちづくりだけでなく、市民の自由な発意による活動も促進していくものとします。

② 景観まちづくり団体

市民が主体となった身近な景観づくりを促進するために、特に一定のまとまりのある地区における身近な景観まちづくりを推進する団体を、景観条例に基づく景観まちづくり団体として認定し、活動の支援に努めるものとします。

さらに、今後は景観づくりを担う人材の育成とともに、団体間の交流の促進に努め、景観まちづくりネットワークの構築を目指します。

(5) 地区レベルの身近な景観まちづくりの推進

① 景観協定制度の活用

土地所有者等の全員の合意によって、地域住民みずから地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な制度である景観法に基づく景観協定の締結に努めます。

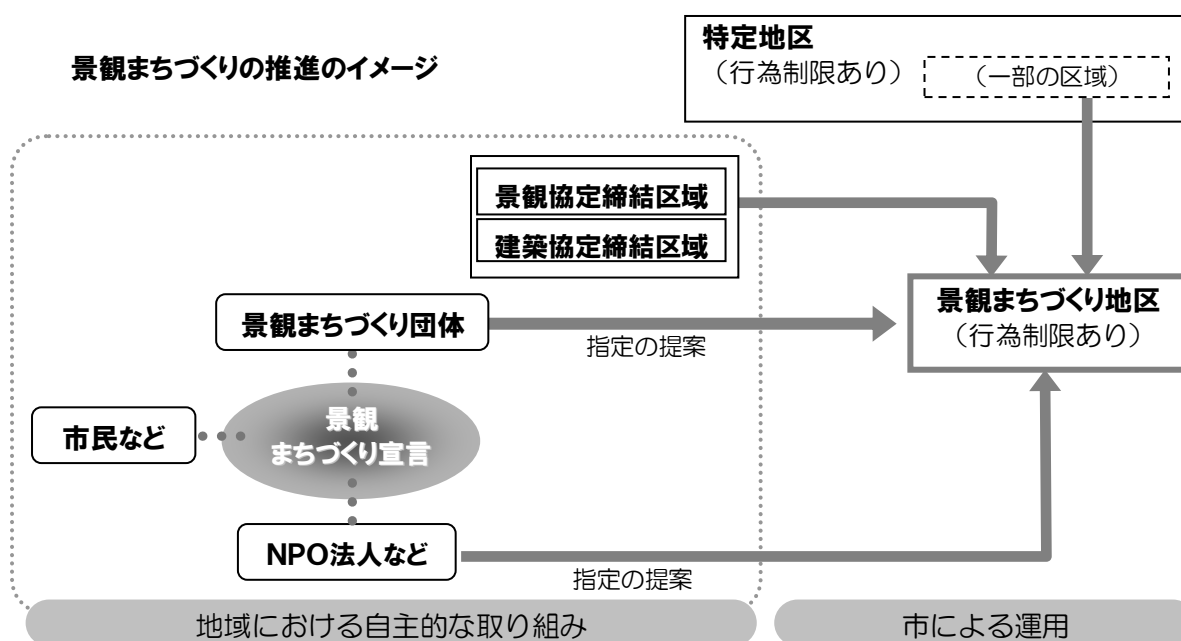
また、建築協定や緑地協定についても、景観に配慮した視点からの運用に努めます。

②景観まちづくり地区

住民等の自主的な景観まちづくりをより実効性の高いものへと移行することができるよう、景観まちづくり地区について、景観まちづくり団体の提案による指定を基本としながら、景観協定が締結されている区域や特定地区内の区域における指定など、多様な手法により指定を推進し、きめ細かい景観まちづくりを推進します。

③地区レベルの景観まちづくりの推進方策についての検討

身近な生活空間単位の景観まちづくりを推進するために、都市計画マスタープランの地区別の計画などに対応した、地区レベルの景観まちづくりの推進方策について検討します。



(6)市民の景観まちづくりの支援

市民の身近な景観まちづくりの取り組みや活動の支援に努めます。

このために、技術的な支援や必要な調整、経費的な助成などの支援方策や、地区の景観まちづくりに対する専門家の派遣などの仕組みを検討します。

2 景観形成の推進体制の整備

(1)庁内の推進体制の強化

景観形成を直接的に担う担当部署の充実・強化を図るとともに、庁内における景観形成の推進・調整体制の強化を図ります。

(2)計画の推進体制

①景観評価委員会の活用

本計画の運用や景観行政に関する重要な事項について、市長が意見聴取するための付属機関として景観評価委員会を設置し、積極的な運用を図ります。

また、景観評価委員会は、景観計画の運用状況や今後の方向などについて、市長に助言を行うものとしします。

②景観アドバイザーの設置

景観形成基準の運用や公共施設の整備における景観形成において、専門家が助言などを行うことができる景観アドバイザーを設置します。

③市民との協働の体制づくり

景観形成に関する施策展開に対する提言や検討を行うために、市民・事業者などとの協働の体制づくり・場づくりを検討します。

(3)国・県など関係機関との連携

大落古利根川や綾瀬川などを含めて、広域的な景観形成について、国、埼玉県や隣接市町との連携を図ります。

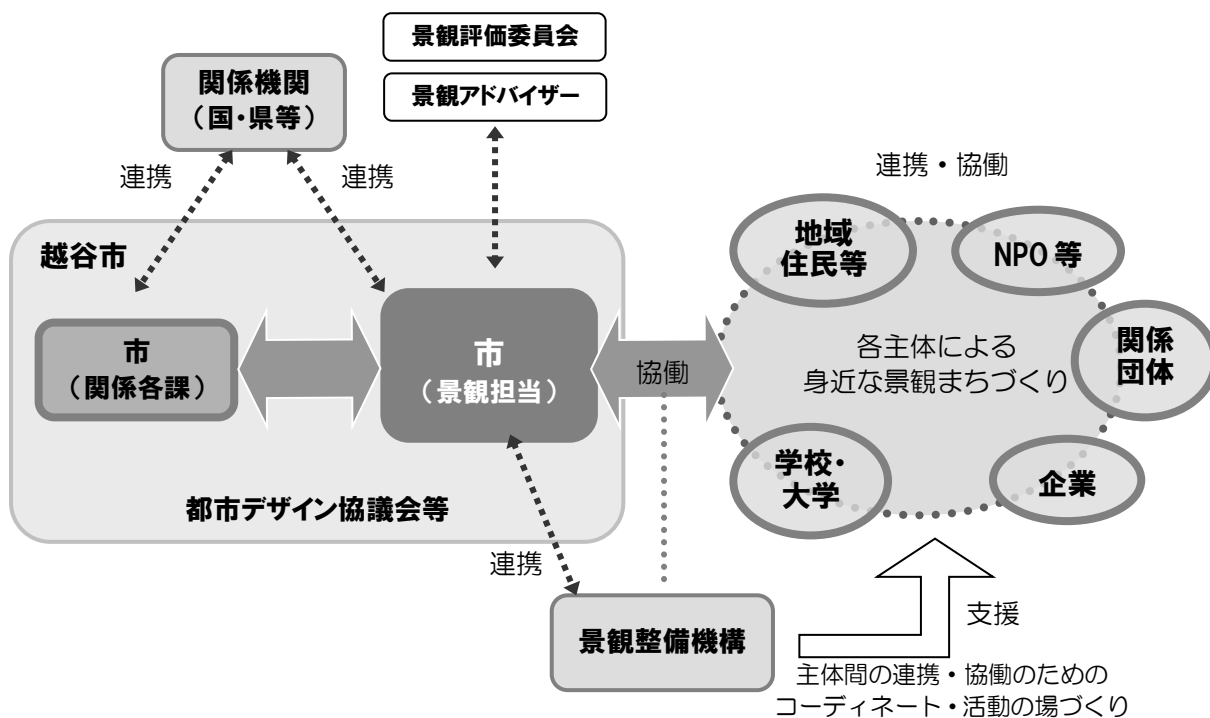
また、国や県が管理する公共施設について、景観に配慮した整備や維持管理に向けた協議、景観重要公共施設の指定に向けた協議を行うものとします。

さらに、鉄道事業、電気事業・電気通信事業などの公益事業者に対して、景観形成に向けた協力を要請します。

(4)景観整備機構の指定

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るために、景観の保全や整備等に関する一定の能力を有する一般社団法人・一般財団法人や NPO 法人を良好な景観形成を担う主体として、景観法に基づく景観整備機構に指定するものとします。

景観形成の推進体制のイメージ

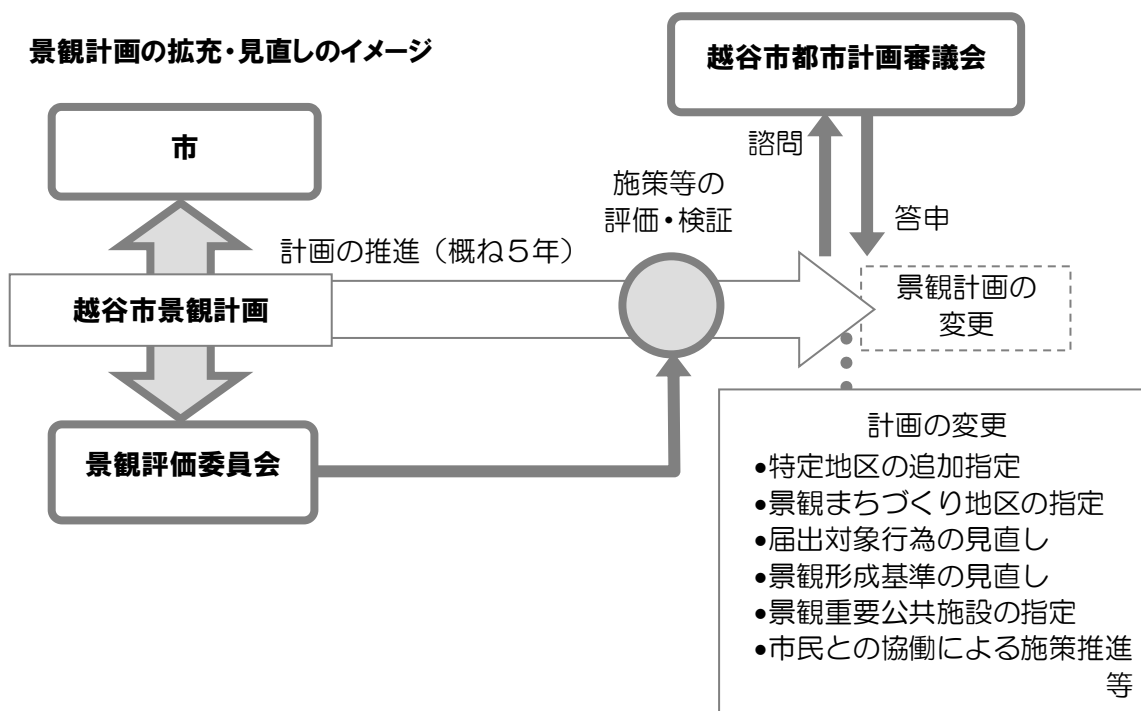


第8章 景観計画の拡充・見直し

1 景観計画の拡充・見直し

良好な景観形成の推進は、多くの時間を必要とします。本計画は、今後運用していく中で、必要に応じて特定地区・景観まちづくり地区の指定や景観重要公共施設の指定などにより、順次追加や変更などを行い、充実させていくものとします。

さらに、土地利用の大きな変更や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の全面的な見直しを行っていくものとします。



2 アクションプログラム

概ね5年を単位として、推進する事項について整理します。

また、この期間における計画の進捗状況を踏まえ、確認や評価・検証を行っていくものとします。

概ね5年間のアクションプログラム	
景観計画の運用	●景観計画運用指針（ガイドライン）などの策定 ●景観重要公共施設の指定 ●景観形成に先導的役割を果たす公共施設の整備（大沢橋周辺のオープンスペース）
景観形成に関する意識づくり	●講演会などの定期的開催 ●景観写真コンクールの開催
市民が主体となった身近な景観まちづくりの推進	●こしがや景観資源の選定と登録 ●景観まちづくり宣言の認定と推進 ●景観まちづくり団体の設立と支援 ●景観まちづくり地区の指定
景観形成の推進体制の整備	●景観評価委員会の委嘱と活用 ●景観アドバイザーの設置と活用 ●都市デザイン協議会等の運営

越谷市景観条例

平成25年3月25日 条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が推進する良好な景観の形成に必要な事項並びに景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく必要な事項を定めることにより、越谷市の自然、歴史、文化及び生活と調和した潤いと魅力ある景観の形成を図り、もって市民が誇りと愛着を持ち続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内において住み、働き、学び、活動し、又は土地若しくは建築物等を所有する個人又は団体という(次号に規定する者を除く。)
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (3) 景観計画 法第8条第1項の規定により、市が策定するものをいう。
- (4) 景観まちづくり 良好な景観を形成するための活動をいう。
- (5) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる工作物(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。)、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するもの、旗ざお並びに高さ15メートル以下の架空電線路用のものを除く。)、同条第2項に規定する工作物又は同条第4項に規定する工作物をいう。
- (6) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設並びに国、市又は他の地方公共団体が建設する公共の用に供する建築物及び工作物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観形成を推進するために必要な体制の整備を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観を形成する役割を担うことを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する要請)

第6条 市長は、必要と認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成のために協力を要請するものとする。

第2章 景観計画等

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、第32条に規定する越谷市景観評価委員会の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定による意見の聴取は、法第9条第2項の規定による越谷市都市計画審議会の意見の聴取の前に行うものとする。

(景観計画区域)

第8条 市長は、景観計画の区域内において、次に掲げる地区を景観計画に定めることができる。

- (1) 特定地区 地域の特性をいかした良好な景観の形成を先導する地区として、市長が定める地区
- (2) 景観まちづくり地区 地域の市民等の発意により、当該地区の特性をいかした良好な景観の形成を図る地区として、法第11条第1項及び第2項の規定による提案を踏まえて、市長が定める地区

(景観計画の提案団体)

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第24条の規定による景観まちづくり団体の認定を受け、認定後2年以上継続して活動している団体とする。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第10条 景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第7条ただし書の規定により条例で定める規模は、特定地区内の区域及び前条に規定する団体が提案する区域にあっては0.3ヘクタール、法第81条の規定による景観協定を締結している区域その他規則で定める区域にあっては0.1ヘクタールとする。

第2節 行為の制限

(助言又は指導)

第11条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、景観計画に適合しない建築物の建築等、工作物の建設等その他良好な景観の形成に影響を与える行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(届出を要する行為)

第12条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、政令第4条第1号(土地の開墾、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)及び第4号に定める行為とする。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表に掲げる規模に該当しないものとする。(※)

- 2 前項の規模は、第8条の規定により定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為のうち、前条第1項に規定する行為を除く行為とする。

(事前協議)

第15条 法第16条第1項の届出(以下「届出」という。)が必要な行為をしようとする者は、届出の前に市長と協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。ただし、規則で定める行為は、この限りでない。

- 2 一団の土地又は隣接し、若しくは近接した土地において同時に又は引き続き行う建築物の建築等であって、全体として一体性があると認められる場合は、これらの行為は、同一の行為とみなす。

3 市長は、事前協議を行う者に対して、事前協議の内容が景観計画に適合していないと認めるときは、景観計画に適合するよう書面により要請するものとする。

4 市長は、事前協議が完了したときは、事前協議を行った者に事前協議済証を交付するものとする。

5 事前協議を行った者は、事前協議済証が交付された日から起算して1年経過しても届出を行わなかった場合は、当該行為について新たに事前協議を行わなければならない。

6 前各項の規定は、法第16条第2項の届出及び事前協議済証が交付された日から届出を行うまでに事前協議の内容を変更する場合について準用する。

(勧告)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置をとることを勧告することができる。

- (1) 前条の規定による事前協議を行わない場合
- (2) 届出の内容が事前協議済証が交付された事前協議の内容と異なる場合
- (3) 事前協議済証が交付された事前協議の内容と異なる行為をした場合

(命令)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うことを命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、前条及び法第17条第1項又は第5項の命令(以下「命令」という。)を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所(事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 命令の対象となった行為及び位置
 - (3) 命令に従わなかった事実
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表される者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、第32条に規定する越谷市景観評価委員会の意見を聴かなければならない。

(適合通知書の交付)
第19条 市長は、届出の内容が景観計画に適合するときは、適合通知書を交付するものとする。

(行為の着手制限の期間短縮)
第20条 届出をした者は、法第18条第2項の規定により、前条の規定による適合通知書の交付の日以後、当該届出に係る行為に着手することができるものとする。

(完了等の報告)
第21条 届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則に定めるところにより市長に報告をしなければならない。

第3節 公共施設の景観の形成等
(公共施設の景観の形成)

第22条 公共施設の設置者又は管理者は、公共施設の景観に配慮した施設の整備、管理及び活用に努め、良好な景観の形成に資するよう努めなければならない。

(景観形成に関する協議)
第23条 市長は、景観計画区域内に公共施設を設置する者に対して、景観の形成に関する協議を求めることができる。

第3章 市民等との協働による景観まちづくりの推進
第1節 景観まちづくり団体

第24条 市長は、一定の地域における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものを景観まちづくり団体として認定することができる。

- (1) その活動が当該地域における良好な景観の形成に有効と認められるものであること。
- (2) その活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。
- (3) その活動が所有権その他の財産権を不当に制限するものではないこと。
- (4) 規則で定める要件を具備する団体規約が定められていること。
- (5) その活動が営利を目的とする活動、政治活動又は宗教活動でないこと。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観まちづくり団体が認定の取消しを申し出たとき、第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は景観まちづくり団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第2節 こしがや景観資源等
(こしがや景観資源の登録)

第25条 市長は、地域の良好な景観の形成に重要な役割を果たしている建築物、工作物、樹木、公共施設、優れた眺望を有する地点等をこしがや景観資源（以下「景観資源」という。）として登録することができる。

2 市長は、前項の規定による景観資源の登録をしようとするときは、当該景観資源の所有者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観資源を登録したときは、その旨を公告し、当該景観資源の所有者に通知するものとする。

4 市長は、景観資源がその価値を失ったときその他特別な理由があると認めるときは、当該景観資源の登録を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による景観資源の登録の解除について準用する。

6 景観資源の所有者に変更があったときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
(景観重要建造物の指定の手続き)

第26条 市長は、法第19条の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示し、規則で定めるところにより標識を設置するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)
第27条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外観の保持に努めること。
- (2) 消火器その他の消火設備を設置し、防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防止するため、建築設備の定期的な点検を実施すること。

(景観重要樹木の指定の手続き)
第28条 市長は、法第19条の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示し、規則で定めるところにより標識を設置するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)
第29条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定又は下草刈りを行うこと。

- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐための措置を講ずること。

第3節 表彰及び支援等
(表彰)

第30条 市長は、市民及び事業者のうち、特に良好な景観の形成の推進に寄与したと認められる者を表彰することができる。
(支援及び助成)

第31条 市長は、景観まちづくりを行う者に対し、技術的支援又はその活動に要する費用の一部の助成を行うことができる。

第4章 景観評価委員会及び景観アドバイザー
(景観評価委員会の設置)

第32条 景観施策等の評価及び良好な景観の形成の推進に必要な事項を調査審議するため、越谷市景観評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)
第33条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について評価し、及び調査審議する。

- (1) 景観計画に関する評価及び検証に関すること。
- (2) 景観計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 景観計画の提案に係る判断に関すること。
- (4) 行為の制限に関する事項に係る勧告、命令及び公表に関すること。
- (5) 景観資源の登録に関すること。
- (6) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関すること。
- (7) 景観まちづくり団体の認定に関すること。
- (8) 景観に係る表彰に関すること。
- (9) 屋外広告物の表示等に関する指定及び基準等に関すること。
- (10) 景観形成型広告物整備基本方針の策定及び変更に関すること。

(11) 前各号に定めるもののほか、市長が良好な景観の形成を推進するために必要と認める事項

(組織)
第34条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公衆による市民
 - (2) 景観に関する優れた見識を有する者
 - (3) 法律に見識を有する者

(任期)
第35条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)
第36条 委員会に会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議)
第37条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の調査権限)
第38条 委員会は、評価及び調査審議のために必要があると認めるときは、市の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(景観アドバイザー)

第39条 景観計画に定める事項その他良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観アドバイザーを置く。

2 景観アドバイザーは、市長から意見を求められる次の事項について助言する。

- (1) 事前協議及び届出の内容に関すること。
- (2) 公共施設の景観形成に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が良好な景観の形成を推進するために必要と認める事項

3 景観アドバイザーの人数は、3人以内とする。

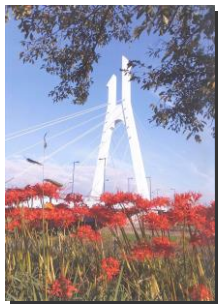
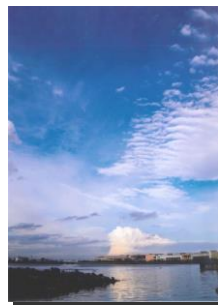
4 景観アドバイザーは、景観に関する優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 景観アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

第5章 雑則
(委任)

第40条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

※別表略 届出対象規模はP12、P16を参照してください。



越谷市都市整備部都市計画課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 TEL 048-964-2111(代表)